

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第2期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島田 雅也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ経営管理ユニット長 鈴木 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ経営管理ユニット長 鈴木 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	184,779	208,342
経常利益	(百万円)	3,728	8,799
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	209	4,366
包括利益	(百万円)	28	5,012
純資産額	(百万円)	25,533	29,639
総資産額	(百万円)	55,768	67,155
1株当たり純資産額	(円)	304.11	361.74
1株当たり当期純利益金額	(円)	3.92	74.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	3.83	73.85
自己資本比率	(%)	31.8	31.5
自己資本利益率	(%)	1.2	22.4
株価収益率	(倍)	350.51	34.18
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,271	9,063
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	313	2,917
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	659	1,418
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	20,114	24,862
従業員数	(名)	2,113	2,585
(外、臨時従業員数)		(133)	(119)

(注) 1. 当社は、共同株式移転の方法により、平成28年10月3日付でデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップの株式移転設立完全親会社として設立されました。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 臨時従業員数は、平均臨時雇用者数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	1,620	2,439
経常利益 (百万円)	1,192	1,462
当期純利益 (百万円)	1,127	1,407
資本金 (百万円)	4,000	4,000
発行済株式総数 (株)	71,481,422	71,481,422
純資産額 (百万円)	21,774	22,405
総資産額 (百万円)	27,567	27,841
1株当たり純資産額 (円)	368.82	377.96
1株当たり配当額 (円)	15	23
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.31	24.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	19.05	23.83
自己資本比率 (%)	78.1	79.4
自己資本利益率 (%)	5.2	6.5
株価収益率 (倍)	71.15	106.02
配当性向 (%)	77.7	95.6
従業員数 (名)	67	89
(外、臨時従業員数)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 臨時従業員数は、平均臨時雇用者数を記載しております。

2【沿革】

年 月	沿 革
平成8年12月	(株)博報堂、(株)アサツー ディ・ケイ(旧(株)旭通信社、旧第一企画(株))、(株)読売広告社、(株)アイアンドエス・ビーピーデオ(旧(株)アイアンドエス)、(株)デジタルガレージ、(株)徳間書店の共同出資によりデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)(以下、DAC)設立、営業を開始。本社は東京都渋谷区上原。
平成9年11月	(株)アイレップの前身の(株)アスパイア設立。本社は東京都新宿区西新宿七丁目。
平成12年6月	(株)アスパイアが商号を(株)アイレップに変更。同時に本社を東京都港区赤坂一丁目に移転。キーワード広告を中心としたインターネット広告代理業を本格的に開始。
平成13年7月	DACが大阪証券取引所ナスダック・ジャパン(現東京証券取引所JASDAQスタンダード)に上場。
平成17年3月	DACが本社を現住所(渋谷区恵比寿四丁目)に移転。
平成18年11月	(株)アイレップが大阪証券取引所ヘラクレス(現東京証券取引所JASDAQグロース)に上場。
平成21年2月	DACが(株)博報堂を引受先とする第三者割当増資を実施。また(株)博報堂アイ・スタジオへ出資し、同社を連結子会社化。
平成21年6月	DACが(株)アイレップに出資し、関連会社化。
平成22年12月	DACが(株)アイレップの株式等に対する公開買付けを実施し、連結子会社化。
平成24年2月	(株)アイレップが本社を東京都千代田区永田町二丁目に移転。
平成24年3月	DACがngi group(株)(現ユナイテッド(株))(東京証券取引所マザーズ)を連結子会社化。
平成26年9月	(株)アイレップが東京証券取引所市場第二部へ市場変更。
平成28年5月	DAC及び(株)アイレップは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成。
平成28年6月	DACの定時株主総会において、共同株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議。
平成28年7月	(株)アイレップの臨時株主総会において、共同株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議。
平成28年10月	DAC及び(株)アイレップが株式移転の方法により当社を設立。当社の普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
平成30年6月	(株)アイレップが本社を東京都渋谷区恵比寿四丁目に移転。

3【事業の内容】

当社は、共同株式移転の方法により、平成28年10月3日付でデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップの株式移転設立完全親会社として設立されました。

当社グループは、当社、連結子会社45社及び持分法適用関連会社28社により構成されており、「インターネット関連事業」、「インベストメント事業」の2つの区分で管理しております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) インターネット関連事業

インターネット関連事業は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社を中心とした「パートナー事業」と、株式会社アイレップを中心とした「クライアント事業」の2つの区分で管理しております。

パートナー事業

パートナー事業は、主として広告会社・媒体社に対して広告サービス、広告関連ソリューション等を提供する事業分野です。当事業では、インターネット広告のプランニング、仕入れ・販売、進行管理、運用、レポートニングを中心とした広告サービス、広告関連のテクノロジー及びクリエイティブ等のソリューションの提供のほか、媒体社として媒体の開発・運営等を行っております。

クライアント事業

クライアント事業は、主として広告主（クライアント）に対してデジタルマーケティングを支援するサービスを提供する事業分野です。当事業では、広告主の要望に応じた広告サービスや、SEOやWeb解析等のデジタルマーケティングに関する専門サービスを提供しております。

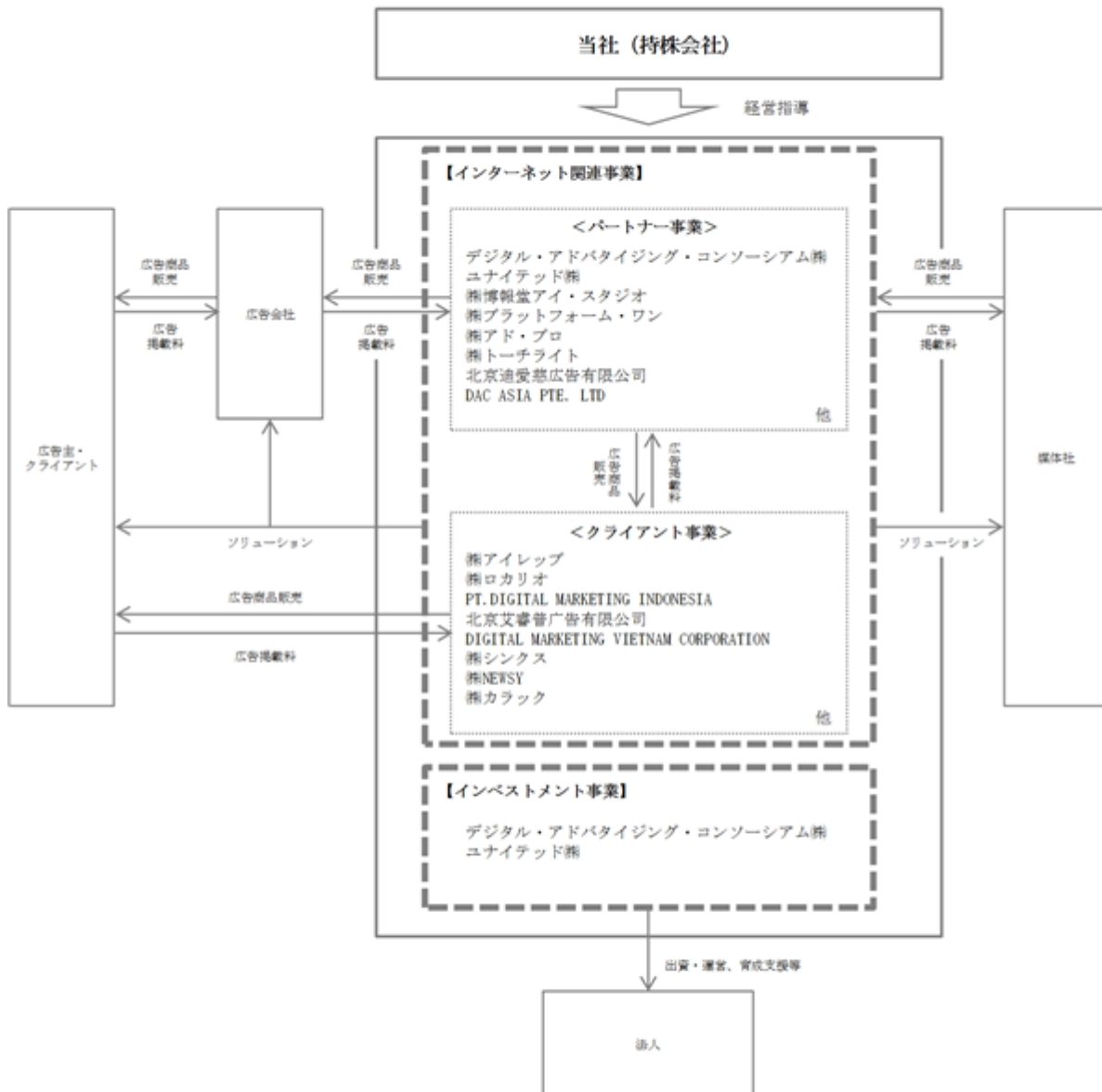
(2) インベストメント事業

インベストメント事業は、主にインターネットビジネスに携わるベンチャー企業等への投資を行う事業分野です。グループ内では、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社、ユナイテッド株式会社の事業がこの事業に該当します。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することになります。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱ (注)3、6	東京都 渋谷区	4,031百万円	メディアサービス 事業、ソリューションサービス事 業、オペレーションサービス事業	100.0	-	経営指導 資金の貸付 役員の兼務有
㈱アイレップ (注)3、7	東京都 千代田区	550百万円	広告代理事業、ソ リューション事 業、ツール事業、 その他(デジタル メディア事業等)	100.0	-	経営指導 資金の貸付 役員の兼務有
ユナイテッド㈱ (注)1、2、3、4	東京都 渋谷区	2,922百万円	アドテクノロジー 事業、コンテンツ 事業、ベンチャー キャピタル事業	44.4 (44.4)	-	役員の兼務有
㈱博報堂アイ・スタジオ (注)2	東京都 千代田区	260百万円	インターネット広 告領域全般におけ る企画制作、シス テム開発、CRM事業	60.0 (60.0)	-	役員の兼務有
㈱プラットフォーム・ワン (注)2	東京都 渋谷区	250百万円	インターネット広 告取引のプラット フォームサービスの 提供	100.0 (100.0)	-	
㈱トーチライト (注)2	東京都 渋谷区	50百万円	オウンドメディア と広告を中心とし たソーシャルメ ディアの活用支援 サービスの提供	70.0 (70.0)	-	
㈱アド・プロ (注)2	東京都 渋谷区	65百万円	広告取引における スケジュール管 理、送稿、掲載確 認などの進行管理 業務の提供	65.8 (65.8)	-	
北京迪愛慈广告有限公司 (注)2	中国 北京市	70,141千CNY	中国におけるイン ターネット広告事 業	51.1 (51.1)	-	役員の兼務有
DAC ASIA PTE.LTD. (注)2	シンガポ ール	14,212千SGD	東南アジア地域に おける、インター ネット広告の戦略 立案、事業開発、 市場リサーチ、グ ループ各社のアジ ア進出の支援	51.0 (51.0)	-	
㈱シンクス (注)2	東京都 千代田区	10百万円	リスティング広告 の運用・コンサル ティングサービスの 提供	51.0 (51.0)	-	

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株口カリオ (注)2	東京都 港区	25百万円	中堅・中小及び地 方企業向けリス ティング広告及び ネットワーク広告 の運用サービスの 提供	100.0 (100.0)	-	
その他 34社						

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社)						
ベビカム株 (注) 2	東京都 港区	137百万円	育児サイト「ベビカム」やコミュニティサイトの企画、制作、運営代行などの各種サービス事業	38.2 (38.2)	-	役員の兼務有
株スパイスボックス (注) 2	東京都 港区	271百万円	デジタル・コミュニケーション・デザインにおけるマーケティングおよびコンサルティング	34.4 (34.4)	-	役員の兼務有
株メンバーズ (注) 1、2、5	東京都 中央区	843百万円	Webサイト構築・運用、ソーシャルメディア活用支援などを通じたデジタルマーケティング事業	17.9 (17.9)	0.1	役員の兼務有
Innity Corporation Berhad (注) 2	マレーシア	18,937千MYR	東南アジア地域におけるオンラインマーケティングプラットフォームおよびテクノロジーの提供	25.1 (25.1)	-	
アディノベーション株 (注) 2、5	東京都 目黒区	100百万円	スマートフォン向けマーケティング事業、広告効果測定ツール事業、メディアコンサルティング事業	18.0 (18.0)	-	
livepass株 (注) 2	東京都 港区	100百万円	動画を用いた新しいパーソナルマーケティングプラットフォームの提供	22.4 (22.4)	-	
株グライダーアソシエーツ (注) 2	東京都 港区	600百万円	キュレーションマガジン「antenna*」の企画、運営	23.6 (23.6)	-	
その他 21社						
(親会社)						
株博報堂DYホールディングス (注) 1、2	東京都 港区	10,154百万円	持株会社	-	50.6 (50.6)	役員の兼務有

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(その他の関係会社)						
株博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500百万円	広告業	-	42.9	役員の兼務有

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合の()内は、間接所有(被所有)割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5. 持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

6. デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社は売上高(連結売上高相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	131,349百万円
(2) 経常利益	4,520百万円
(3) 当期純利益	2,602百万円
(4) 純資産額	10,552百万円
(5) 総資産額	31,328百万円

7. 株式会社アイレップは売上高(連結売上高相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	59,042百万円
(2) 経常利益	1,738百万円
(3) 当期純利益	906百万円
(4) 純資産額	5,440百万円
(5) 総資産額	15,340百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネット関連事業	2,452 (112)
インベストメント事業	4 (1)
全社共通(管理部門)	129 (6)
合計	2,585 (119)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を()内に外数で記載していません。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
89(-)	37.9	1.2	8,042,645

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載していません。

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社共通(管理部門)	89(-)
合計	89(-)

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループを取り巻く環境は、社会全体のデジタル化が進行し、企業のマーケティング活動においてもデジタル化がますます浸透する中で、ビッグデータの利活用による広告市場の拡大、IoT(Internet of Things)やAI(人工知能)を活用した新たな事業機会の広がり等によって変化を続けています。一方で、グローバルプラットフォームの影響力の拡大に伴い、データの取り扱い、広告効果、取引ルール等の透明性に対する関心も高まっています。

当社グループは、このような環境変化を踏まえ、市場拡大に的確に対応する人事制度の構築や働き方改革の推進及び財務基盤・情報システムといったグループ経営基盤の強化、既存事業における事業ポートフォリオの最適化による利益創出、技術革新を踏まえた競争優位性を持つ新たな商品・サービスの開発や広告取引の透明性確保への対応、グローバル事業の基盤整備と競争力強化、事業投資による新規領域の開拓、経営資源の効率的活用とグループ連携の強化等が重要な課題と考えております。

2【事業等のリスク】

当有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境・法的規制等に関するリスク

インターネット広告市場について

インターネット広告市場は、個人及び法人等によるインターネット利活用の進展とともに拡大してきました。今後もこの傾向は継続すると考えられますが、アドフラウド、ブランドセーフティーへの懸念等、市場拡大が阻害されるような要因が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット広告業界に限らず広告業界は、景気変動の影響を敏感に受ける傾向があります。景気が悪化した場合や企業業績が思わしくない状況が継続する場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループは、媒体社と広告会社・広告主間での取引を仲介して、インターネットやモバイルネットワーク上の広告及び関連サービスを提供しております。インターネット広告技術や広告形態等の革新に伴って、当社グループが提供するサービスと競合する有力な代替サービスが出現した場合、又は当社グループの有するノウハウや知識等が陳腐化した場合には、当社グループが提供するサービスの優位性や競争力が損なわれ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競争について

インターネット広告における競合他社との競争は、企業グループや提携関係の再編を伴いつつ、今後も激しくなるものと予想されます。当社グループが、技術、価格、仕入等において競合他社に対する優位性を確保できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

媒体社との関係について

インターネット広告ビジネスは、取引形態の性質上、主要媒体社からの仕入の依存度が高くなっております。当社グループと媒体社では、長年の継続的な取引関係が成立しておりますが、媒体社との取引が継続されない場合又は取引条件等が変更された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

新たな法規制の制定・強化や、業界内外の自主規制の制定により当社グループが行う各事業が制約を受ける、又は事業運営に重要な影響を及ぼす場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスクについて

当社グループは、アジア地域における事業展開を拡大しており、急激な為替レートの変動は、地域間の企業取引及び海外拠点における商品価格やサービスコストに影響し、売上高や損益等の業績に影響を与えます。

また、海外における投資資産や負債価値は、連結財務諸表上で日本円に換算されるため、為替レートの変動は、換算差による影響が生じます。必要に応じて為替レートの変動に対する対策は講じておりますが、予想を超えた急激な為替レートの変動は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業運営体制に関するリスク

グループ経営基盤について

当社グループは、持株会社体制という枠組みの持つ優位性等、経営統合の相乗効果を最大限活用し、グループ経営基盤の強化に努めてまいりますが、持株会社統治等の効果が十分に発揮されなかった場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金運用面においても、グループ内での資金運用、配分の効率化を進めておりますが、その効果が十分に発揮されない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人的資源について

当社グループの取締役及び執行役員は、経営戦略の立案・決定や事業開発等において重要な役割を果たしております。このため、現在の取締役及び執行役員が当社グループから離脱した場合には、当社グループの経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが今後更なる成長を遂げるには、優秀な人材を確保し、定着をはかり、継続的に育成していくことが重要と考えております。そのため、当社グループでは優秀な人材の採用及び社内教育活動に力を入れておりますが、退職者の増加や採用活動の不振等により優秀な人材が確保できない場合や教育活動が功を奏しない場合には、当社グループの事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

機密情報の管理について

当社グループでは、事業活動を通じて取引先の公開前の情報、会員登録等を通じて個人情報等の機密性の高い情報を取得することがあります。このような機密性の高い情報を適切に管理するため、当社グループで定めた「情報セキュリティポリシー」に従った情報管理に関する社内ルールの周知徹底をはかり、情報管理体制の強化に努めております。

なお、当連結会計年度の末日現在で、当社、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（東京本社及び関西支社）、株式会社アド・プロ、株式会社プラットフォーム・ワン、株式会社博報堂アイ・スタジオがISMS（ISO27001）認証を、ユナイテッド株式会社がプライバシーマーク（ISO15001）認証を取得しております。

しかし、システムの欠陥や障害、不正な手段による情報へのアクセス等により、これらの機密情報の外部流出が発生した場合には、当社グループに対する損害賠償請求、当社グループの社会的信用の低下等によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ネットワーク及びシステムについて

当社グループでは、インターネット広告配信を行うために必要なシステムやサービスを管理し、これを利活用したサービスの提供及び取引先へのシステムの提供を行っております。このため、自然災害、戦争、テロ、事故、その他通信インフラの破壊や故障、サイバー攻撃等により、当社グループのシステムあるいはネットワークが正常に稼動しない場合又は復旧が困難な状況が生じた場合に、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産の管理について

広告業一般と同様、当社グループにおいても、事業活動を行う過程で、当社グループが所有する又は使用許諾を受けている以外の知的財産権を侵害してしまうおそれ、また逆に当社グループが所有する知的財産権が侵害されてしまうおそれがあり、当社グループがかかる事態を防止し、あるいは適切な回復をすることができない場合、当社グループの財政状態、経営成績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社グループの事業に関するリスク

広告取引について

当社グループでは、媒体社と広告会社・広告主間での取引を仲介して広告枠を売買しておりますが、運用型広告市場の拡大や、多種多様な媒体の登場により取引が高度化・複雑化しております。

このような状況下で、広告会社・広告主のニーズに応えたプランニングが出来ない又は適切な広告掲載が出来ないような場合には、取引量の減少や当社グループの信頼低下を招き、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業投資について

当社グループは、インターネット広告に関連するビジネスを中心に事業投資を行っております。新たな事業を開始する際には、その採算性や将来性を合理的に判断したうえで経営資源の投入を行っていますが、既存事業と比較すると事業活動及び成果の不確実性が大きいと見られ、当初の計画通りには事業が推移しない可能性があります。その場合には、投下資本の回収が困難になる又は長期化することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券について

当社グループは、純投資や事業提携等を目的として投資有価証券を保有しておりますが、株価が著しく下落した場合や、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、減損処理により評価損を計上する可能性があります。

また、投資額を上回る価格で有価証券を売却できる保証はなく、流動性の低下やロックアップ条項の存在等により売却自体が制限されるような場合には、期待されたキャピタルゲインが実現しない又は投資資金を回収できない可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社グループは、アジア地域を中心に海外での事業を展開しております。対象となる地域・市場では、戦争やテロといった国際政治に関わるリスク、対象国での当社グループの事業活動に対する規制の改定・新設に起因するリスク、為替変動や貿易不均衡といった経済に起因するリスク、文化や商習慣の違いから生ずる労務問題や疾病といった社会的なリスクが、予想をはるかに超える水準で不意に発生する可能性があります。また、商習慣の違いにより、取引先との関係構築においても未知のリスクが潜んでいる可能性があります。こうしたリスクが顕在化した場合、事業の縮小や停止、停滞等を余儀なくされ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

自然災害等について

当社グループでは、大規模災害時等における事業継続計画（BCP）の策定、安否確認システムの導入、防災訓練等の対策を講じております。しかし、当社グループが事業活動を展開する国や地域において、地震等の自然災害及び新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

株式の希薄化について

当社ではインセンティブとして当社グループの役員等にも新株予約権（ストック・オプション）を付与しており、今後も状況に応じて発行する可能性があります。新株予約権は、役員等の企業価値向上への意識を高め、株主の利益と一致させるためのものですが、これらの新株予約権が行使された場合に、当社の一株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、市場の需給バランスに変動を生じ株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境が着実に改善するなかで個人消費の回復基調が続き、また好調な企業収益に伴う自動化・省力化投資や成長分野への投資など設備投資も緩やかに増加し、内需は堅調に推移しました。外需面では、アジア向けの輸出を中心に持ち直しの動きが見られました。一方で、米国の通商政策及び金融政策等の動向が世界経済に与える影響に加え、中国を始めとする新興国経済の先行きや政策に関する不確実性、北朝鮮や中東他の地政学的リスクなど、引き続き世界経済の景気減速のリスクも存在しています。上記のような経済環境のもと、日本の総広告費は2017年(平成29年)には、6年連続で前年実績を上回り、前年比101.6%の6兆3,907億円となりました。当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場は、当年度においても広告市場全体の伸びを上回る成長が続きました。インターネット広告費は前年比115.2%の1兆5,094億円となり、総広告費に占める割合は前年よりもさらに上昇し、23.6%となりました。インターネット上のオンライン行動データと、リアルな購買データや位置情報データなどのオフラインデータを共に活用するなど広告配信方法の多様化に加え、ブランディングへの活用の拡がりも寄与し、運用型広告費は前年比127.3%の9,400億円と増加しました（広告市場データは株式会社電通「2017年(平成29年)日本の広告費」によります）。

このような環境において、当社グループは、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を中心とした「パートナー事業」、株式会社アイレップを中心とした「クライアント事業」の強化及び双方の連携関係を構築し、迅速かつ一体的な戦略策定を進め、経営統合のシナジー効果を発揮することにより、持続的な成長を目指しております。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度の資産合計は、前連結会計年度末に比べて11,387百万円増加し、67,155百万円となりました。当連結会計年度の負債合計は、前連結会計年度末に比べて7,281百万円増加し、37,515百万円となりました。当連結会計年度の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて4,105百万円増加し、29,639百万円となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高は208,342百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は8,805百万円（同27.1%増）となりました。経常利益は8,799百万円（同136.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,366百万円（前年同期は209百万円）となりました。

また、当連結会計年度の各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

(インターネット関連事業)

インターネット関連事業は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を中心とし、主として広告会社・媒体社に対して広告サービス、広告関連ソリューション等を提供する事業分野である「パートナー事業」と、株式会社アイレップを中心とし、主として広告主（クライアント）に対してデジタルマーケティングを支援するサービスを提供する「クライアント事業」からなります。

当連結会計年度においては動画広告やスマートデバイス広告、データを活用した運用型広告取引の売上増加が全体の売上の伸長を牽引いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるインターネット関連事業の売上高は206,760百万円(前年同期比12.9%増)、セグメント利益は8,211百万円(前年同期比25.9%増)となりました。

(インベストメント事業)

インベストメント事業は、主にキャピタルゲインの獲得を目的として、当社の事業領域と関連性のあるベンチャー企業等への投資を行っております。

当連結会計年度におきましては、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社、ユナイテッド株式会社のインベストメント事業で営業投資有価証券の売却及び評価損の計上を行い、売上高は1,582百万円(前年同期比2.9%減)となり、セグメント利益は1,385百万円(前年同期比27.8%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、24,862百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は9,063百万円（前年同期は7,271百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益7,827百万円、仕入債務の増加額4,545百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額2,287百万円、法人税等の支払額2,305百万円等の減少要因によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は2,917百万円（前年同期は313百万円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出1,153百万円、有形固定資産の取得による支出869百万円、差入保証金の差入による支出563百万円等の減少要因によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は1,418百万円（前年同期は659百万円の獲得）となりました。これは主に、配当金の支払額881百万円、長期借入金の返済による支出436百万円等の減少要因によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの主たる業務は、インターネットに関する広告業であるため、生産に該当する事項はありません。

b. 受注実績

当社グループの事業は、受注確定から売上日までの期間は最短5日から2.5ヶ月程度であります。よって、期末日現在の受注残高は、年間売上高に比して僅かであるため、その記載を省略しております。

c. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
インターネット関連事業(百万円)	206,760	112.9
インベストメント事業(百万円)	1,582	97.1
合計(百万円)	208,342	112.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
株博報堂DYメディアパートナーズ	78,638	42.6	97,144	46.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。この財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態及び経営成績に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を行っています。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状況の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における資産の額は、67,155百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,387百万円増加しました。主な要因といたしましては、現金及び預金、受取手形及び売掛金、営業投資有価証券が増加したこと等によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債の額は、37,515百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,281百万円増加しました。主な要因といたしましては、買掛金、未払金、未払法人税等が増加したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産の額は、29,639百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,105百万円増加しました。主な要因といたしましては、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は208,342百万円（前年同期比12.8%増）となり、前連結会計年度に比べ23,562百万円増加しました。セグメント別の売上については、(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に詳述したとおりであります。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は28,857百万円（前年同期比9.3%増）となり、前連結会計年度に比べ2,448百万円増加しました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は20,051百万円（前年同期比2.9%増）となり、前連結会計年度に比べ571百万円増加しました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益8,805百万円（前年同期比27.1%増）となり、前連結会計年度に比べ1,877百万円増加しました。セグメント別の営業利益については、(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に詳述したとおりであります。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は8,799百万円（前年同期比136.0%増）となり、前連結会計年度に比べ5,071百万円増加しました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社に帰属する当期純利益は4,366百万円（前年同期は209百万円）となり、前連結会計年度に比べ4,157百万円増加しました。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析は(1)経営成績等の状況の概要　　キャッシュ・フローの状況に
詳述したとおりであります。

当社グループは、経営環境のいかなる変化のもとでも事業活動を安定的に継続させるために必要な手元流動性を確保した上で、事業活動から生み出されるネットキャッシュを、経営方針に基づき、既存領域の競争力強化や成長分野への取り組みのために投下することを基本方針としております。また、安定かつ継続的に株主に配当を実施することを株主還元の基本方針とし、資金需要の状況、業績の動向及び内部留保の充実等を総合的に勘案の上、配当額を決定しております。

将来の成長のために必要な投資資金や株主還元のための資金は、前述のとおり自己資金が賅うことを基本方針としておりますが、M & A や設備投資は個別案件毎の規模やタイミングにも依存するため、状況次第では手許資金のみで賅えない場合も想定されます。このような場合には、当社グループの財務状況や金融・資本市場の動向を鑑み、コストや機動性等を精査した上で、金融機関から借入等の適切な手段による資金調達を実行いたします。

なお、現在の当社グループの財政状態等から勘案すると、十分な資金調達能力を有していると判断しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、インターネット関連事業においてオフィスの増床及びインターネット広告業務の効率化を実現するためのインフラ構築を中心に総額2,257百万円（有形固定資産1,050百万円、無形固定資産1,206百万円）の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物	工具 器具備品	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
デジタル・アド バタイジング・ コンソーシアム ㈱	本社 (東京都渋谷区)	インターネット 関連事業 インベス トメント 事業	内装設備 パソコン ソフトウェア等	489	184	(-)	1,946	2,620	716(18)
	関西支社 (大阪市北 区) 他3ヶ所	インターネット 関連事業	内装設備 パソコン	45	8	(-)		54	36(-)
㈱アイレップ	本社 (東京都千 代田区)	インターネット 関連事業	内装設備 パソコン ソフトウェア等	43	76	(-)	99	219	455(61)
ユナイテッド㈱	本社 (東京都渋谷区)	インターネット 関連事業 インベス トメント 事業	内装設備 パソコン ソフトウェア等	183	39	(-)	302	525	278(98)
㈱博報堂アイ スタジオ	本社 (東京都千 代田区)	インターネット 関連事業	内装設備 パソコン ソフトウェア等	1	13	(-)	21	36	381(25)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等であります。

3. 従業員数の()内は、臨時雇用者数を外書きしております。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物	工具 器具備品	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
北京迪愛慈廣告 有限公司	本社 (中国北京)	インターネッ ト関連事業	内装設備 パソコン 通信機器等	23	10	(-)	0	34	74(2)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等であります。

3. 従業員数の()内は、臨時雇用者数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却

経常的な設備更新のための除却を除き、重要な設備の除却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	71,481,422	71,481,422	㈱東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	71,481,422	71,481,422	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 1 回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成21年 2 月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
新株予約権の数 (個)	532
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 53,200
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月 3 日 至 平成51年 3 月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日 (平成30年 3 月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (平成30年 5 月31日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、下記 2 . に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権 1 個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2 . 新株予約権の割当日 (以下、「割当日」という。) 後、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日 (基準日を定めないときは、その効力発生日) 以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに、上記（1）に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5 . に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

5 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
4 . に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成22年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の数(個)	746
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 74,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日至平成52年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに、上記（1）に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5．に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3．に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成23年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の数(個)	632
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日至平成53年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成52年7月19日に至るまでに、上記（1）に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成52年7月20日から平成53年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5 . に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (4) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
4 . に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
新株予約権の数(個)	640
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 64,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成54年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成53年7月18日に至るまでに、上記（1）に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成53年7月19日から平成54年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5 . に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (4) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
4 . に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権)

決議年月日	平成25年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社使用人42名
新株予約権の数(個)	630 [520]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000 [52,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	420
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成32年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 420 資本組入額 210(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度における内容から変更はありません。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合には、当該地位を喪失した時から1年間に限り、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。
- (4) 上記のほか、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他については新株予約権割当契約において定めるものとする。

5 . 行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所又はその時点における当社普通株式が上場している金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

上記(2)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (4) 上記(1)及び(2)に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 6 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2 . に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、以下に定める再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3 . に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
4 . に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 7 . 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社執行役員6名
新株予約権の数(個)	551
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 55,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日至平成55年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに、上記(1)又は(2)に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成54年7月20日から平成55年7月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

(4) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5．に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社（5．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(5) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とする。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権)

決議年月日	平成26年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社使用人34名
新株予約権の数(個)	12,090
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,209,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	399
新株予約権の行使期間	自平成30年7月1日至平成33年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 399 資本組入額 200(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日後、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいう。)が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5．行使価額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または合併）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5．で定められる行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に、上記6．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社従業員5名
新株予約権の数(個)	737
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 73,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日至平成56年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに、上記(1)又は(2)に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成55年7月19日から平成56年7月18日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

(4) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5．に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社（5．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(5) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社執行役員6名
新株予約権の数(個)	777
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 77,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成57年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに、上記(1)又は(2)に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成56年7月18日から平成57年7月17日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

(4) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5．に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社（5．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(5) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成28年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社執行役員9名
新株予約権の数(個)	873
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 87,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成28年10月3日至平成58年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」とします。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発日)以降、株式併合の場合は、その効力発日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当ての対象者が当社又は当社子会社の取締役の場合

新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の割当ての対象者がデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の執行役員の場合

新株予約権者は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が平成57年4月15日に至るまでに、上記(1)又は(2)に規定する新株予約権の行使の条件を充足しなかった場合には、平成57年4月16日から平成58年4月15日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

(4) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5．に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（5．に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(5) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

4．に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第9回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役及び執行役員16名
新株予約権の数(個)	521
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 52,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成29年7月15日 至 平成59年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」とします。)は100株とする。ただし、下記2.に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発日)以降、株式併合の場合は、その効力発日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成58年7月14日に至るまでに当社及びその全ての子会社において取締役および従業員の地位を全て喪失した日を迎えなかった場合には、平成58年7月15日から平成59年7月14日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5 . に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社（5 . に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (4) 上記（1）及び（2）にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権者が死亡した日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

5 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
3 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
4 . に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6．新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月3日	-	71,481,422	-	4,000	-	1,000

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	31	46	148	10	6,796	7,051	-
所有株式数 (単元)	-	69,279	12,287	315,536	111,333	194	205,685	714,314	50,022
所有株式数の 割合(%)	-	9.70	1.72	44.17	15.59	0.03	28.79	100.00	-

(注) 1. 自己株式12,983,716株は、「個人その他」に129,837単元、「単元未満株式の状況」に16株含まれておりま
す。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂 5 - 3 - 1	25,074,750	42.90
(株)博報堂	東京都港区赤坂 5 - 3 - 1	4,500,000	7.69
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 1 1	3,618,900	6.19
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 1 1 - 3	2,097,700	3.58
高山雅行	東京都渋谷区	1,536,200	2.62
(株)東急エージェンシー	東京都港区赤坂 4 - 8 - 1 8	1,000,000	1.71
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人(株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	903,014	1.54
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタン レーMUFG証券(株))	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	735,734	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人(株)みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A	733,400	1.25
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND (常任代理人シティバン ク、エヌ・エイ東京支店)	1010 GRAND BOULEVARD, KANSAS CITY MO 64106 US	621,800	1.06
計	-	40,821,498	69.78

(注) 1 . 上記のほか、自己株式が12,983,716株あります。

2 . 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、3,618,900株であります。なお、それらの内訳は、当社として把握することができないため記載しておりません。

3 . 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、2,097,700株であります。なお、それらの内訳は、当社として把握することができないため記載しておりません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,983,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,447,700	584,477	-
単元未満株式	普通株式 50,022	-	-
発行済株式総数	71,481,422	-	-
総株主の議決権	-	584,477	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式16株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
D.A.コンソーシアムホールディングス(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	12,983,700	-	12,983,700	18.16
計	-	12,983,700	-	12,983,700	18.16

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,030	3,528,795
当期間における取得自己株式	96	238,104

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1	101,050	14,652,250	11,000	1,595,000
保有自己株式数	12,983,716	-	11,000	-

(注) 1. 当事業年度及び当期間の内訳は、新株予約権の権利行使であります。

2. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成30年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使によるものは含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業体質の強化と将来的な事業拡大に備えるために内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を充実させることを経営の重要課題と認識しております。中長期的な企業価値の向上を目指し、資金需要の状況、業績の動向等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施することを配当の基本方針としております。

なお、当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当及び年間配当を行うことができる旨、ならびに、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

以上の方針に基づき、当期の利益配当につきましては、1株につき23円とすることを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成30年5月29日 取締役会決議	1,345	23

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,396	2,710
最低(円)	659	1,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
最高(円)	1,974	2,178	2,275	2,519	2,589	2,710
最低(円)	1,635	1,827	1,974	2,121	2,000	2,315

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 20名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	島田 雅也	昭和41年4月1日生	平成2年4月 ㈱博報堂入社 平成12年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱入社 同社経営管理本部経営統括部長 平成14年2月 同社執行役員経営管理本部経営統括部長 平成16年12月 同社執行役員社長室長 平成17年12月 同社執行役員戦略統括本部長 平成18年2月 同社取締役執行役員戦略統括本部長 平成19年9月 同社取締役執行役員営業本部長 平成23年12月 ㈱アイレップ取締役 平成24年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役執行役員営業統括 平成24年6月 モーションビート㈱(現ユナイテッド㈱)取締役(現任) 平成26年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役常務執行役員COO社長補佐 平成26年6月 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役(現任) 平成28年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱代表取締役社長執行役員COO 平成28年10月 当社取締役 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱代表取締役社長CEO(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱代表取締役社長CE ユナイテッド㈱取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役	(注)3	57,600
専務取締役		徳久 昭彦	昭和37年8月21日生	昭和60年4月 ㈱東芝入社 平成12年10月 インフォ・アベニュー㈱入社 平成13年5月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱入社 同社e-ビジネス本部システムソリューション部長 平成14年2月 同社執行役員e-ビジネス本部長 平成18年2月 同社取締役執行役員e-ビジネス本部長 平成21年6月 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役(現任) 平成23年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役FRUITS BEAR推進室長 平成24年4月 同社取締役執行役員e-ビジネス統括 平成24年6月 モーションビート㈱(現ユナイテッド㈱)取締役(現任) 平成26年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役常務執行役員CMOプロダクト開発担当 平成28年6月 同社取締役専務執行役員CM 平成28年10月 当社専務取締役(現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱専務取締役CM(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱専務取締役CM ユナイテッド㈱取締役 ㈱博報堂アイ・スタジオ取締役	(注)3	50,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務取締役		大塔 達也	昭和40年1月11日生	平成元年4月 ㈱リクルート入社 平成13年10月 ㈱インベステック取締役CFO 平成16年4月 ㈱エルゴ・ブレインズ(現ユナイテッド㈱) 常務執行役員CFO 平成17年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱入社 平成17年12月 同社戦略統括本部副本部長 平成18年2月 同社執行役員戦略統括本部副本部長 平成19年9月 同社執行役員戦略統括本部部長 平成21年2月 同社取締役執行役員戦略統括本部部長 平成24年1月 同社取締役執行役員経営管理本部部長(兼)戦略統括本部部長 平成24年4月 同社取締役執行役員経営管理・戦略統括(兼)戦略統括本部部長 平成24年6月 モーションビート㈱(現ユナイテッド㈱) 取締役 平成25年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役執行役員経営管理・戦略統括 平成26年4月 同社取締役常務執行役員CFO 経営管理・戦略統括・リスク管理担当 平成28年6月 同社取締役専務執行役員CFO 経営管理・戦略統括 平成28年10月 当社専務取締役(現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱専務取締役CF (現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱専務取締役CF	(注)3	32,500
取締役		相坂 勇人	昭和40年11月12日生	昭和63年4月 ㈱博報堂入社 平成15年4月 同社第六営業局第三営業部長 平成24年4月 同社第六営業局長 平成26年4月 ㈱博報堂DYメディアパートナーズタイムビジネス局長 平成28年4月 同社動画ビジネス局長 平成29年4月 同社執行役員 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役副社長 ㈱アイレップ取締役(現任) 北京迪愛慈广告有限公司(北京DAC) 董事(現任) 平成29年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役副社長COO(現任) 平成30年4月 当社グローバル戦略センター長(現任) ㈱博報堂DYメディアパートナーズ執行役員クリエイティブ&テクノロジーセンター担当補佐(現任) ㈱博報堂DYデジタル取締役(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役副社長COO ㈱アイレップ取締役 北京迪愛慈广告有限公司(北京DAC) 董事 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ執行役員	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		高梨 秀一	昭和44年4月9日生	平成2年4月 第一企画(株) (現株)アサツーディ・ケイ)入社 平成12年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)入社 同社メディア本部モバイルメディア部長 平成13年1月 同社営業本部第一営業部長 平成17年12月 同社営業本部副本部長 平成18年2月 同社執行役員営業本部副本部長 平成18年4月 同社執行役員メディア本部長 平成21年2月 同社取締役執行役員メディア本部長 平成24年4月 同社取締役執行役員メディア統括 平成26年4月 同社取締役執行役員CRO 平成27年12月 株)アイレップ取締役 平成28年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)取締役 株)アイレップ取締役COO 平成29年4月 同社取締役副社長COO 平成30年1月 株)カラック取締役(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任) 株)アイレップ代表取締役社長CEO (現任) (重要な兼職の状況) 株)アイレップ代表取締役社長CE	(注)3	34,400
取締役		永井 敦	昭和49年9月8日生	平成9年4月 株)日本エル・シー・エー(現株)インタープライズ・コンサルティング)入社 平成13年1月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)入社 平成17年11月 株)アイレップ入社 平成18年10月 同社管理本部総務・人事グループマネージャー 平成19年4月 同社執行役員管理本部総務・人事グループマネージャー 平成21年1月 同社執行役員経営企画本部長 平成21年12月 同社取締役経営企画本部長 平成24年7月 同社取締役経営推進本部長 平成24年12月 同社取締役管理本部長 平成25年12月 同社取締役CFO 平成28年10月 当社取締役(現任) 平成29年4月 株)アイレップ取締役副社長CF (現任) 平成30年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)執行役員 平成30年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)取締役執行役員(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)取締役執行役員 株)アイレップ取締役副社長CF	(注)3	8,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		矢嶋 弘毅	昭和36年3月9日生	昭和59年4月 ㈱博報堂入社 平成8年4月 同社マーケティングディレクター 平成8年12月 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム㈱代表取締役社長 平成14年2月 同社代表取締役社長執行役員 平成17年3月 ㈱エルゴ・ブレインズ(現ユナイ テッド)㈱取締役 平成21年12月 ㈱アイレップ取締役 平成23年6月 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 取締役 平成26年4月 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム㈱代表取締役社長執行役 員C E 平成28年6月 同社代表取締役会長執行役員C E 平成28年10月 当社代表取締役社長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム㈱代表取締役会長C E 平成29年6月 当社取締役(現任) ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 代表取締役社長(現任) ㈱博報堂DYホールディングス取締 役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂DYメディアパートナーズ代表取締役社 長 ㈱博報堂DYホールディングス取締役	(注)3	83,600
取締役		三神 正樹	昭和34年2月14日生	昭和57年4月 ㈱博報堂入社 平成14年1月 同社インタラクティブカンパニー第 一プロデュース部長 平成15年8月 同社デジタルソリューションセン ターグループマネージャー 平成19年4月 同社i - 事業推進室長 平成21年4月 同社エンゲージメントビジネス局長 平成22年4月 同社執行役員エンゲージメントビジ ネスユニット長グループ会社担当 平成23年4月 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 執行役員メディア部門担当補佐(デ ジタルナレッジ担当) 平成24年4月 同社執行役員i - メディアビジネス 担当 平成24年6月 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム㈱取締役 平成24年12月 ㈱アイレップ取締役 平成26年4月 ㈱博報堂執行役員MD戦略センター 長補佐(デジタル推進担当) 平成27年4月 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 執行役員テレビ・ラジオ・デジタル ビジネス担当補佐(兼)メディア環 境研究所長 平成28年4月 ㈱博報堂常務執行役員MD戦略セン ター長補佐 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 常務執行役員メディアマーケティ グユニット長補佐 平成28年10月 当社取締役(現任) 平成29年4月 ㈱博報堂DYメディアパートナーズ 常務執行役員デジタルメディアビジ ネスユニット長 平成30年4月 同社常務執行役員C I S O (兼)イ ノベーションセンター担当(現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂DYメディアパートナーズ常務執行役員	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		野沢 直樹	昭和35年 1月20日生	昭和59年 4月 ㈱博報堂入社 平成13年 4月 同社経営企画局グループマネージャー 平成15年10月 ㈱博報堂D Yホールディングス(出向)経営企画室経営計画グループグループマネージャー 平成19年 4月 同社(出向)経営企画局局長代理 平成22年 4月 同社経営企画局長 平成23年 6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役 平成28年10月 当社取締役(現任) 平成29年 4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員計画管理総括担当(兼)事業開発総括担当 平成30年 4月 同社執行役員計画管理総括担当 平成30年 6月 同社取締役執行役員計画管理総括担当(現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ取締役執行役員	(注) 3	
取締役		ジェームスブルース	昭和43年 1月 2日生	平成 2年 4月 ㈱博報堂入社 平成23年 4月 ㈱博報堂D Yホールディングス経営企画局アカウント計画グループグループマネージャー 平成25年 4月 同社経営企画局経営計画グループグループマネージャー 平成28年 4月 同社経営企画局長代理(兼)事業開発グループグループマネージャー 平成29年 4月 同社経営企画局長(兼)グループ事業投資推進室長(現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役(現任) 平成29年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役	(注) 3	
取締役		辻 輝	昭和39年 9月26日生	平成 2年 6月 ㈱博報堂入社 平成19年 4月 同社 i - 事業推進室事業開発推進部長 平成20年 4月 同社 i - 事業推進室室長代理(兼) i - 事業推進室事業開発推進部長 平成21年 4月 同社エンゲージメントビジネス局局長代理(兼)エンゲージメントビジネス局事業開発推進部長 平成22年 4月 同社 E B U (エンゲージメントビジネスユニット)第十五営業局局長代理(兼) E B U戦略企画部長(兼) E B U営業推進部長 平成23年 4月 同社 E B Uデジタル・ダイレクトビジネス局長 平成25年 4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ i - メディア局長 平成28年 4月 同社執行役員 ㈱博報堂D Yデジタル代表取締役社長(現任) 平成29年 4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱取締役 平成30年 4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員クリエイティブ&テクノロジーセンター担当(現任) ㈱博報堂D Yアウトドア取締役(現任) 平成30年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂D Yデジタル代表取締役社長 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		安藤 元博	昭和40年11月25日生	昭和63年4月 ㈱博報堂入社 平成22年4月 同社E B Uエンゲージメントプラン ング局プロデュース部長 平成23年4月 同社E B Uエンゲージメントプラン ング局局長代理(兼)プロデュース 部長 平成24年4月 同社E B Uエンゲージメントプロ デュース局局長代理(兼)プロ デュース部長 平成26年4月 同社生活者データマーケティング推 進局長 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ データトリブンビジネスセンター長 平成27年4月 同社データトリブンメディアマーケ ティングセンター長 平成28年4月 ㈱博報堂データマーケティング戦略 ユニット生活者データマーケティング グプラットフォーム局長 ㈱博報堂D Yデジタル取締役 平成29年4月 ㈱博報堂執行役員(現任) ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ 執行役員 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム(㈱取締役(現任)) 平成30年4月 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ 執行役員データトリブンビジネスセ ンター担当(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱博報堂執行役員 ㈱博報堂D Yメディアパートナーズ執行役員 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(㈱ 取締役)	(注)3	
取締役		青木 雅人	昭和41年3月16日生	平成元年4月 ㈱博報堂入社 平成22年4月 同社プロモーション企画局買物研究 所部長 平成26年4月 同社ショッパー・リテールマーケ ティング局長(兼)プロモーション 企画局買物研究所部長 平成28年4月 ㈱博報堂D Yホールディングスマー ケティング・テクノロジー・セン ター室長(現任) ㈱博報堂研究開発局長(現任) 平成28年7月 ㈱東京サーベイリサーチ取締役(現 任) 平成29年7月 ㈱VoiceVision取締役(現任) ㈱BASKET取締役(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		西村 行功	昭和38年3月28日生	昭和60年4月 立石電機(株)(現オムロン(株))入社 平成4年7月 (株)コーポレート ディレクション入社 平成6年1月 CSC Index, Inc. (米国法人)入社 平成9年10月 (株)グリーンフィールドコンサルティング代表取締役(現任) 平成13年9月 オムロン(株)アドバイザリーボードメンバー 平成28年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)社外取締役 平成28年10月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)グリーンフィールドコンサルティング代表取締役	(注)3	
取締役		横山 淳	昭和44年7月5日生	平成4年4月 三菱信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成13年7月 米国シーベルシステムズ(現オラクル)入社 平成15年4月 マッキンゼーアンドカンパニー入社 平成20年4月 ベインキャピタル・アジア・LLC入社 平成21年3月 サンテレホン(株)社外監査役 平成22年2月 (株)ヒガ・インダストリーズ取締役 平成22年3月 (株)ドミノ・ピザジャパン取締役 平成23年11月 (株)すかいらーく社外監査役 平成25年4月 ジュピターショップチャンネル(株)取締役 平成25年9月 (株)D P Jホールディングス1取締役 D P E ジャパン(株)取締役 平成26年3月 (株)マクロミル社外取締役 平成27年3月 (株)すかいらーく社外取締役(現任) 平成27年5月 (株)雪国まいたけ取締役 平成29年2月 (株)P M Aグループ代表取締役(現任) 平成29年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)P M Aグループ代表取締役 (株)すかいらーく社外取締役	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		寺井 久春	昭和31年3月7日生	昭和54年4月 三菱電機(株)入社 昭和63年5月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)入行 平成10年7月 UBS信託銀行(株)入行 平成12年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)入社 平成12年7月 同社取締役経営企画室長 平成12年10月 同社取締役経営管理本部長兼e-ビジネス本部長 平成14年2月 同社取締役執行役員経営管理本部長 平成24年1月 同社取締役執行役員リスク管理担当 平成26年4月 同社取締役執行役員ASEANビジネス担当 平成27年4月 同社取締役執行役員DACアジア担当 平成28年4月 同社取締役 平成28年6月 同社常勤監査役(現任) 平成28年10月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)監査役	(注)4	150,700
常勤監査役		森嶋 士郎	昭和30年9月11日生	昭和54年4月 (株)博報堂入社 平成11年12月 同社新聞局新聞五部長 平成15年4月 同社新聞局新聞三部長 平成15年12月 (株)博報堂DYメディアパートナーズ新聞局新聞三部長 平成18年4月 同社新聞局長代理兼新聞三部長 平成19年6月 (株)mediba代表取締役副社長 平成23年6月 (株)博報堂DYメディアパートナーズi-メディア局長代理 平成24年3月 一般社団法人インターネット広告推進協議会(現一般社団法人日本インタラクティブ広告協会)専務理事 平成27年10月 (株)博報堂DYメディアパートナーズ新聞局 平成28年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)常勤監査役(現任) 平成28年10月 当社常勤監査役(社外)(現任) (重要な兼職の状況) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)監査役	(注)4	1,500
監査役		西岡 正紀	昭和32年11月16日生	昭和55年4月 (株)博報堂入社 平成22年4月 (株)博報堂DYホールディングスグループ経理財務局長 平成24年6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)監査役 平成25年6月 (株)博報堂DYホールディングス取締役マネジメント統括担当補佐グループマネジメントサービス推進室長 (株)読売広告社取締役(現任) 平成26年4月 (株)博報堂DYホールディングス取締役執行役員マネジメント統括担当補佐グループマネジメントサービス推進室長 平成27年4月 (株)博報堂執行役員 平成28年4月 (株)博報堂DYキャブコ代表取締役社長 平成28年6月 (株)博報堂取締役執行役員(現任) 平成28年10月 当社監査役(現任) 平成30年6月 (株)博報堂DYホールディングス執行役員マネジメント統括担当補佐グループマネジメントサービス推進室長(現任) (重要な兼職の状況) (株)博報堂DYホールディングス執行役員 (株)博報堂取締役執行役員 (株)読売広告社取締役	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		水上 洋	昭和43年5月9日生	平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)(現任) 平成14年6月 高千穂電気(株)(現エレマテック(株)) 社外監査役(現任) 平成27年6月 (株)三栄コーポレーション社外取締役 (監査等委員)(現任) 平成28年3月 GMOクラウド(株)社外取締役(監査 等委員)(現任) 平成28年10月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役(監査等委員) (株)三栄コーポレーション社外取締役(監査等委員)	(注)5	
監査役		大塚 彰	昭和23年3月1日生	昭和46年4月 日本ナショナル金銭登録機(株)(現日本 NCR(株))入社 昭和61年9月 朝日ビジネスコンサルタント(株)(現 富士ソフト(株))入社 平成9年8月 セコム(株)入社 セコム情報システム(株)(現セコムト ラストシステムズ(株))事業戦略推進 室長兼社長室長 平成11年4月 セコム(株)から(株)パスコ出向、経営監 理室長兼情報システム部長 平成11年6月 (株)パスコ取締役 平成17年4月 セコム(株)I S 研究所副所長 平成19年12月 (株)アイレップ常勤監査役(現任) 平成28年10月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) (株)アイレップ監査役	(注)5	5,600
計						

- (注) 1. 取締役西村行功及び横山淳は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役森嶋士郎、水上洋及び大塚彰は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、当社の設立日である平成28年10月3日から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社では、上場会社の企業活動の目的は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、経営の効率性・競争力の発展を重視したうえで、長期持続的な成長を通じ、株主にとっての企業価値の最大化を図ることと認識しております。経営を動機付けし、監視する仕組みは、競争力及び企業価値を長期安定的に高めていくための基本的な要素の一つと認識しております。

したがって、企業活動を律する枠組みとしてコーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の重要課題として認識しております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の大会社である公開会社で、監査役設置会社であります。また、経営の意思決定・業務遂行・経営の監督の機能をさらに高めるため、積極的に社外取締役及び社外監査役を選任しております。取締役の職務執行が有効かつ効率的に行われるとともに、実効性のある監査が行われる経営体制を構築すべく、以下の体制を整備・運用しております。

取締役、取締役会

・取締役の員数を15名以内と定款で定めております。取締役会は取締役15名（うち2名が社外取締役）で構成され、そのうち2名を東京証券取引所の定めにより独立役員として指定しております。

当社では、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

・毎月1回の定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会では、グループ経営会議での議論を踏まえ、経営環境の分析、将来予測、グループ経営方針等について十分な議論をしたうえで、経営の意思決定及び取締役相互の監督をしております。

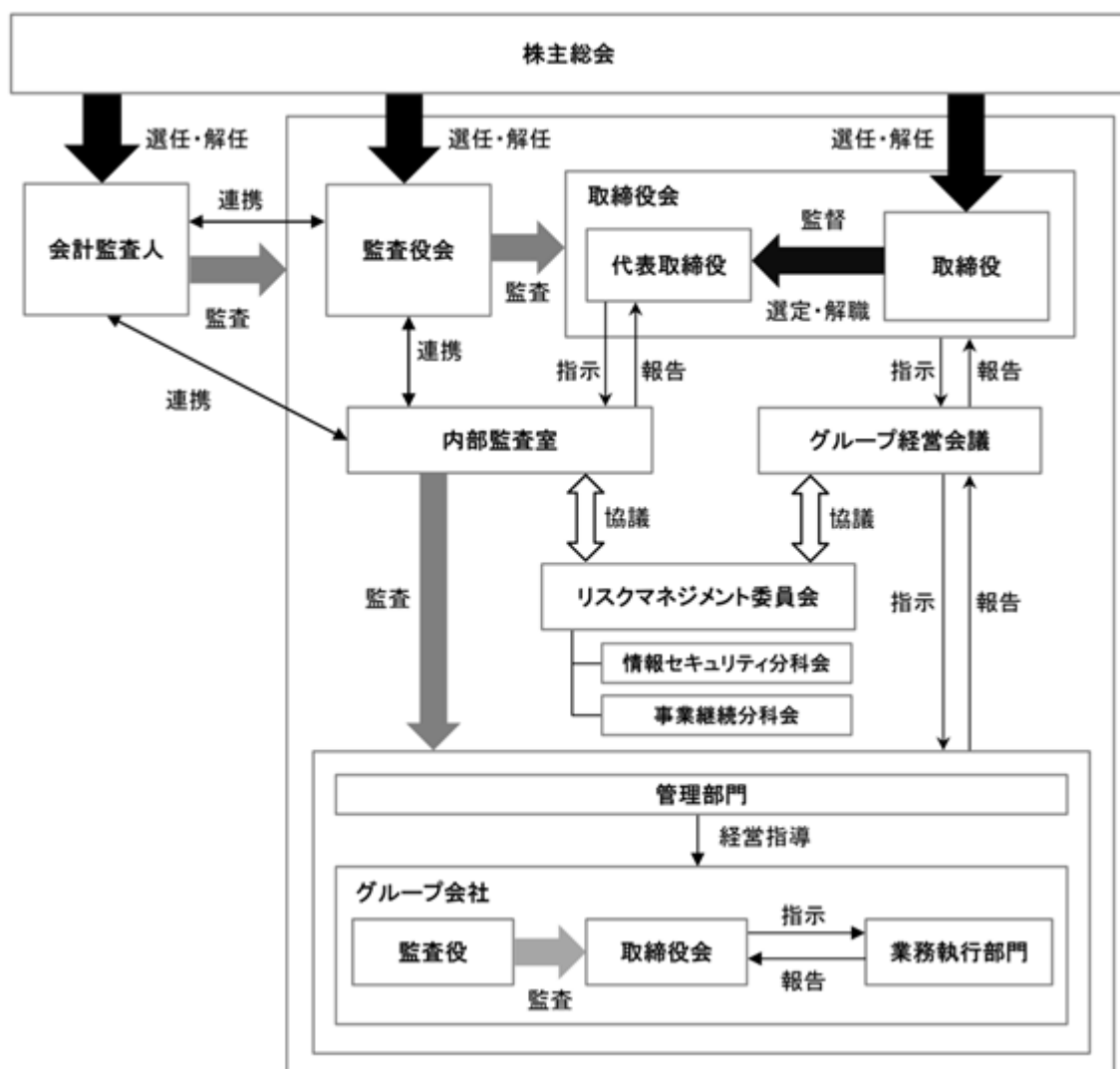
・代表取締役、業務執行取締役を中心とした業務執行者でグループ経営会議を構成し、定期的を開催しております。グループ経営会議では、予算・中期計画・組織・グループ経営方針等の経営上の重要事項について取締役会に先立ち審議を行い、業務執行の現場から報告される重要事項について十分な議論を交わしております。

・取締役は、重大な法令違反、定款違反、社内規程違反その他当社グループに著しい損害を与える事実又はその恐れのある事実を知ったときは直ちに監査役に報告することとしております。

監査役、監査役会

- 監査役は5名（うち3名が社外監査役）で構成され、そのうち2名を東京証券取引所の定めにより独立役員として指定しております。各監査役は、独立の立場から経営上の重要事項の意思決定の監視・監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンス強化を図っております。なお、常勤監査役（2名）は当社グループの事業に対する知見が深く、適法性監査に加え、業務の妥当性及び有効性についても客観的に評価をすることで、監視及び監査の実効性を高めております。
- 定期的に監査役会を開催しております。監査役は取締役会へ出席し、さらに常勤監査役はグループ経営会議等の重要な会議体へ出席し、当社グループの経営状況の把握、重要な決裁書類及び関係書類の閲覧、あるいは取締役との意見交換により、監査の実効性を高めております。
- 監査役会で策定した監査役監査の計画に従い、取締役及び使用人への聴取、関連書類の閲覧及び重要会議体への参加を通じ、得られた結果について意見交換を行うことで経営監視の強化に努めております。
- 監査役が必要と判断したときには、取締役に報告・説明を求めることができる体制となっております。

業務執行・監視及び内部統制、リスク管理体制の仕組みは、以下の通りであります。



ロ．その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

会社法及び会社法施行規則に定める「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、その体制を整備しております。

内部統制システムの整備における社内の責任体制及び推進体制として、「リスクマネジメント委員会」が統括し、グループ全体の内部統制システムの整備、及び財務報告の信頼性にかかる内部統制の整備・維持運用を推進することとしております。

本報告書に、当連結会計年度にかかる内部統制報告書を含めております。

リスク管理体制の整備状況

当社グループの企業価値の維持・向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、適切な事前対応策を講じること並びにリスクの現実化による損害ないし被害を最小に留めること及び迅速かつ最善の対応を図ることを目的として、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置しております。このようにリスク管理体制は、内部統制システムの一環に組み込まれております。

経営上並びに事業上の様々なリスクに対応するために、「リスクマネジメント委員会」の分科会として、「情報セキュリティ分科会」及び「事業継続分科会」を設置し、それぞれの分野のリスクマネジメントを推進しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき体制を整備しております。

当社グループ各社に取締役または監査役を派遣し、その一部を兼任させることにより、当社グループの取締役等の職務執行を監督または監査しており、当社グループの取締役等から当社に対する報告体制も設けております。また、内部監査部門が当社グループの監査を実施しております。

当社グループ各社とグループ経営会議等の会議を定期的開催し、重要な情報を共有するほか、一定の重要な意思決定については「事業会社管理規程」に基づき、当社への事前報告を求めています。

当社グループ各社との取引は、独立当事者間取引を前提に、公式な市場価値に基づき、適正かつ適法に行っております。

情報開示体制

会社情報の開示につきましては、法令及び東京証券取引所の開示ルール等に基づき、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況その他法定開示事項を適時開示しております。また、四半期毎の決算説明会、株主総会後の株主説明会及び当社ウェブサイトを設置しているIR関連問い合わせ窓口等を通じて、当社グループの経営方針や事業の詳細を説明し、当社の株主への情報開示を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査の組織、人員

事業部門から独立した内部監査室（当連結会計年度末時点で4名）を設置し、事業部門の業務に対して法令等の遵守や業務の効率性及び有効性などの観点から、定期的に内部監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては別途内部監査チームを編成して、毎年内部監査を行っております。

監査役監査の組織、人員

監査役会を構成する監査役は5名のうち3名が社外監査役であります。

内部監査、監査役監査、会計監査の相互の連携

内部監査室は、監査報告書を代表取締役社長と監査役会に提出しております。必要に応じ監査役会に出席し、内部監査と監査役監査との連携を図っております。

取締役会、グループ経営会議等の重要な会議体に監査役が出席し、当社グループの経営状況を担当部門から報告を受けております。

監査役・会計監査人・内部監査室の三者の監査の実効性と効率性の向上を図るため、四半期毎に相互の連絡会を実施し、監査方針・計画及び監査実施状況の共有化を図るとともに、年度決算時には会計監査人より監査結果の報告を受けております。

会計監査の状況

イ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 公認会計士 田中 輝彦 有限責任 あずさ監査法人に所属
公認会計士 大瀧 克仁 有限責任 あずさ監査法人に所属

ロ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他7名

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の体制、機能及び役割

社外取締役は2名（東京証券取引所の定めにより独立役員として指定している社外取締役）、社外監査役は3名（うち2名は東京証券取引所の定めにより独立役員として指定している社外監査役）であります。

常勤社外監査役は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議体に出席し、適正な意思決定や業務執行がなされるために必要と判断した場合には積極的に発言し、また業務執行に対し日常的なモニタリングをすることで、社外監査役に期待される経営監視機能を果たしております。

社外取締役の西村行功氏は、企業コンサルティングにおける長年の経験とマーケティング戦略及び経営戦略領域の幅広い見識を有しており、社外取締役として適切な人材であると判断しております。

社外取締役の横山淳氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として適切な人材であると判断しております。

社外監査役の森嶋士郎氏は、広告ビジネスの実務から経営管理にわたる幅広い経験・知見、ITに関する見識を有しており、社外監査役として適切な人材であると判断しております。

社外監査役の水の上洋氏は、企業法務分野に精通した弁護士として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役として適切な人材であると判断しております。

社外監査役の大塚彰氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営者として相当な経験と知識を有しており、社外監査役として適切な人材であると判断しております。

ロ 当社と社外取締役・社外監査役との間の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役の西村行功氏と当社との利害関係等に特に記載すべき事項はありません。当該社外取締役は、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

社外取締役の横山淳氏と当社との利害関係等に特に記載すべき事項はありません。当該社外取締役は、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

社外監査役の森嶋士郎氏は、当社の株式を保有しており、その所有株式数は「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載の通りであります。

社外監査役の水の上洋氏と当社との利害関係等に特に記載すべき事項はありません。当該社外監査役は、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

社外監査役の大塚彰氏は、当社の株式を保有しており、その所有株式数は「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載の通りであります。また、当該社外監査役は、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴と当社との関係を踏まえて、当社の経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しております。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査は、取締役会、監査役会において適宜発言と意見交換を行うことにより、監査役監査、内部監査及び会計監査と相互に連携しております。

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	136	82	34	19	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	-	1
社外役員	27	27	-	-	-	6

ロ 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬制度は、継続的な企業価値の向上と当社グループの業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。また、報酬等の水準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

取締役の報酬等につきましては、「基本報酬」、「業績連動型賞与」及び「ストックオプション」によって構成しております。

「基本報酬」につきましては、担当業務の広さ、能力、責任の重さなどを考慮した上で決定しております。

「業績連動賞与」につきましては、利益水準及び各種経営指標の達成度等を総合的に勘案の上決定しております。「ストックオプション」につきましては、中期的な業績向上へのインセンティブとしての「税制適格型ストックオプション」及び長期的な業績向上へのインセンティブとしての「株式報酬型ストックオプション」を役員・職務及び中期的貢献への期待度等を勘案し決定しております。なお、かかる方針につきましては取締役会において決定しております。

監査役の報酬等につきましては、「基本報酬」及び「退職慰労金」によって構成しております。

「基本報酬」につきましては、常勤・非常勤の別、経験、見識及び役割等に応じて決定しております。「退職慰労金」につきましては、常勤の監査役を対象としており、在任1年毎に月例支給額及び在任期間を勘案して定めた金額を在任期間中積み立て、退任時に支給することとしております。なお、かかる方針につきましては、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

当社については以下のとおりであります。

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務としております。当社が保有する株式はすべて関係会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の目的の株式は保有しておりません。

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるデジタル・アドバイジング・コンソーシアム㈱については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 20銘柄
貸借対照表計上額の合計額 895百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
(株)電通	100	0	同業他社の情報収集のため
(株)サイバーエージェント	200	0	同業他社の情報収集のため
トランスコスモス(株)	100	0	同業他社の情報収集のため
(株)オプト	100	0	同業他社の情報収集のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
(株)電通	100	0	同業他社の情報収集のため
(株)サイバーエージェント	200	1	同業他社の情報収集のため
トランスコスモス(株)	100	0	同業他社の情報収集のため
(株)オプト	100	0	同業他社の情報収集のため

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	当事業年度（百万円）			
	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式等	553	-	-	24
上記以外の株式等	1,117	0	572	-

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21	-	33	-
連結子会社	48	-	24	-
計	69	-	57	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数及び当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し、適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 共同株式移転設立完全親会社である当社は、旧親会社で株式移転完全子会社となったデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。従って、「前連結会計年度」にはデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の第1四半期連結会計期間及び第2四半期連結会計期間が含まれております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 20,123	2 24,871
受取手形及び売掛金	19,428	22,065
営業投資有価証券	4,021	4,574
その他	2,952	4,815
貸倒引当金	21	6
流動資産合計	46,504	56,320
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,033	1,181
減価償却累計額	533	333
建物(純額)	500	848
工具、器具及び備品	1,286	1,390
減価償却累計額	996	1,027
工具、器具及び備品(純額)	290	362
その他	18	168
減価償却累計額	7	11
その他(純額)	11	156
有形固定資産合計	802	1,367
無形固定資産		
のれん	1,304	1,055
ソフトウェア	1,746	2,195
ソフトウェア仮勘定	316	300
その他	32	35
無形固定資産合計	3,400	3,586
投資その他の資産		
投資有価証券	1 3,134	1 3,407
差入保証金	1,333	1,866
その他	593	641
貸倒引当金	-	34
投資その他の資産合計	5,061	5,880
固定資産合計	9,263	10,835
資産合計	55,768	67,155

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 17,336	2 22,544
短期借入金	4,125	4,100
1年内返済予定の長期借入金	433	441
未払金	1,305	2,082
未払法人税等	1,379	2,164
賞与引当金	917	1,158
役員賞与引当金	150	175
その他	2,961	3,667
流動負債合計	28,609	36,334
固定負債		
長期借入金	1,255	860
その他	369	320
固定負債合計	1,625	1,181
負債合計	30,234	37,515
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	8,427	8,421
利益剰余金	5,707	9,198
自己株式	1,905	1,894
株主資本合計	16,229	19,724
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,345	1,213
為替換算調整勘定	183	220
その他の包括利益累計額合計	1,528	1,434
新株予約権	283	454
非支配株主持分	7,492	8,025
純資産合計	25,533	29,639
負債純資産合計	55,768	67,155

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	184,779	208,342
売上原価	158,370	179,484
売上総利益	26,409	28,857
販売費及び一般管理費	1 19,480	1 20,051
営業利益	6,928	8,805
営業外収益		
受取利息	6	13
受取配当金	12	20
補助金収入	90	38
還付消費税等	19	22
その他	20	27
営業外収益合計	150	122
営業外費用		
支払利息	14	13
持分法による投資損失	3,231	37
為替差損	79	68
その他	25	8
営業外費用合計	3,350	128
経常利益	3,728	8,799
特別利益		
持分変動利益	0	6
新株予約権戻入益	0	3
その他	181	0
特別利益合計	182	10
特別損失		
固定資産除却損	2 11	2 167
事務所移転費用	32	631
その他	3 556	3 183
特別損失合計	599	982
税金等調整前当期純利益	3,311	7,827
法人税、住民税及び事業税	2,383	3,145
法人税等調整額	126	368
法人税等合計	2,257	2,777
当期純利益	1,053	5,050
非支配株主に帰属する当期純利益	844	683
親会社株主に帰属する当期純利益	209	4,366

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	1,053	5,050
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	887	110
為替換算調整勘定	154	78
持分法適用会社に対する持分相当額	16	6
その他の包括利益合計	1,025	37
包括利益	28	5,012
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	579	4,272
非支配株主に係る包括利益	607	740

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,031	4,961	7,006	1,612	14,388
会計方針の変更による累積的影響額			67		67
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,031	4,961	6,938	1,612	14,320
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5,308			5,308
剰余金の配当			582		582
親会社株主に帰属する当期純利益			209		209
株式移転による増減	31	9,436		1,904	7,499
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		27		38	66
自己株式の消却		1,578		1,578	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		858	858		-
連結子会社の増資による持分の増減		51			51
連結子会社株式の売却による持分の増減		0			0
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		21			21
連結子会社の新株予約権の行使による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	31	3,465	1,231	293	1,908
当期末残高	4,000	8,427	5,707	1,905	16,229

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	2,070	248	2,318	223	8,507	25,437
会計方針の変更による累積 的影響額					49	117
会計方針の変更を反映した当 期首残高	2,070	248	2,318	223	8,458	25,320
当期変動額						
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						5,308
剰余金の配当						582
親会社株主に帰属する当期 純利益						209
株式移転による増減						7,499
自己株式の取得						6
自己株式の処分						66
自己株式の消却						-
利益剰余金から資本剰余金 への振替						-
連結子会社の増資による持 分の増減						51
連結子会社株式の売却によ る持分の増減						0
連結子会社の自己株式の取 得による持分の増減						21
連結子会社の新株予約権の 行使による持分の増減						0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	724	64	789	59	965	1,695
当期変動額合計	724	64	789	59	965	212
当期末残高	1,345	183	1,528	283	7,492	25,533

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000	8,427	5,707	1,905	16,229
当期変動額					
剰余金の配当			875		875
親会社株主に帰属する当期純利益			4,366		4,366
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		28		14	43
連結子会社の増資による持分の増減		35			35
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	5	3,490	10	3,495
当期末残高	4,000	8,421	9,198	1,894	19,724

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,345	183	1,528	283	7,492	25,533
当期変動額						
剰余金の配当						875
親会社株主に帰属する当期 純利益						4,366
自己株式の取得						4
自己株式の処分						43
連結子会社の増資による持 分の増減						35
連結子会社株式の取得によ る持分の増減						0
連結子会社の自己株式の取 得による持分の増減						0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	131	37	94	171	533	610
当期変動額合計	131	37	94	171	533	4,105
当期末残高	1,213	220	1,434	454	8,025	29,639

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,311	7,827
減価償却費	819	953
のれん償却額	272	332
貸倒引当金の増減額（は減少）	17	18
賞与引当金の増減額（は減少）	67	240
役員賞与引当金の増減額（は減少）	51	25
受取利息及び受取配当金	19	33
支払利息	14	13
持分法による投資損益（は益）	3,231	37
固定資産除売却損益（は益）	11	167
売上債権の増減額（は増加）	838	2,287
営業投資有価証券の増減額（は増加）	588	679
仕入債務の増減額（は減少）	381	4,545
未払金の増減額（は減少）	24	525
その他	77	355
小計	9,468	11,331
利息及び配当金の受取額	33	50
利息の支払額	14	13
法人税等の支払額	2,217	2,305
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,271	9,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	2,800	-
有形固定資産の取得による支出	261	869
無形固定資産の取得による支出	1,135	1,153
投資有価証券の取得による支出	1,123	482
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2 160
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 771	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	3 23	3 -
差入保証金の差入による支出	110	563
差入保証金の回収による収入	43	31
その他	222	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	313	2,917

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	20	25
長期借入れによる収入	1,050	50
長期借入金の返済による支出	429	436
非支配株主からの払込みによる収入	739	42
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	66
ストックオプションの行使による収入	22	31
配当金の支払額	582	881
非支配株主への配当金の支払額	152	259
その他	8	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	659	1,418
現金及び現金同等物に係る換算差額	145	20
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,471	4,748
現金及び現金同等物の期首残高	12,642	20,114
現金及び現金同等物の期末残高	1 20,114	1 24,862

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 45社

(2) 主要な連結子会社の名称

デジタル・アドパライジング・コンソーシアム株式会社

株式会社アイレップ

ユナイテッド株式会社

株式会社博報堂アイ・スタジオ

株式会社プラットフォーム・ワン

株式会社トーチライト

株式会社アド・プロ

北京迪愛慈广告有限公司

DAC ASIA PTE.LTD.

株式会社シンクス

株式会社口カリオ 他34社

(注) 1. I-DAC (Bangkok) Co.,Ltd.他3社は新規設立のため、株式会社カラックは株式を取得したため、連結の範囲に加えております。

2. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アクイジオジャパン他1社は清算したため、連結の範囲から除いております。

(3) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

IF Vietnam Co.,Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 28社

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

ベビカム株式会社

株式会社スパイスボックス

株式会社メンバーズ

Innity Corporation Berhad

アディノベーション株式会社

livepass株式会社

株式会社グライダーアソシエイツ 他21社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社及び関連会社の名称

IF Vietnam Co.,Ltd.

株式会社クリエイターズマッチ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

PT.DIGITAL MARKETING INDONESIAの決算日は6月30日でありますので、直近の決算を基にした仮決算数値を使用しております。

上記以外の在外連結子会社の決算日は12月31日でありますので、直近の決算を基にした仮決算数値を使用しております。

なお、決算日の翌日から連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合への出資金

組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属方式により取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は法人税法の定めと同一の基準による定率法（ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については法人税法の定めと同一の基準による定額法）を、また、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～39年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、主に見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

メディアサービス売上高及びメディアサービス売上原価の計上基準

メディアサービス売上高及びメディアサービス売上原価をそれぞれ両建計上し、契約金額を広告掲載期間における日数で按分等し、売上高及び売上原価を計上しております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積り、主に5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い

- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することにいたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた104百万円は、「為替差損」79百万円、「その他」25百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「持分変動利益」及び「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することにいたしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」に表示していた175百万円及び「その他」に表示していた7百万円は、「持分変動利益」0百万円、「新株予約権戻入益」0百万円、「その他」181百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」及び「事務所移転費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することにいたしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」及び「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示していた165百万円、「減損損失」に表示していた323百万円及び「その他」に表示していた110百万円は、「固定資産除却損」11百万円、「事務所移転費用」32百万円、「その他」556百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除却損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することにいたしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却及び評価損益(は益)」及び「減損損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却及び評価損益(は益)」に表示していた9百万円、「減損損失」に表示していた323百万円及び「その他」に表示していた225百万円は、「固定資産除却損益(は益)」11百万円、「その他」77百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の売却及び償還による収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の売却及び償還による収入」に表示していた243百万円及び「その他」に表示していた20百万円は、「その他」222百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)及びその他有価証券	1,642百万円	1,613百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
定期預金	14百万円	14百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
買掛金	62百万円	36百万円

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	9,100百万円	9,000百万円
借入実行残高	4,100百万円	4,000百万円
差引額	5,000百万円	5,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
従業員人件費	9,169百万円	9,852百万円
人材派遣費及び業務委託費	2,153百万円	1,608百万円
賞与引当金繰入額	782百万円	720百万円
退職給付費用	37百万円	172百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していなかった「退職給付費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より主要な科目として記載しております。

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	5百万円	149百万円
工具、器具及び備品	2百万円	15百万円
ソフトウェア	3百万円	3百万円
計	11百万円	167百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	資産グループ	用途	種類
東京都千代田区	(株)アイレップ	事業用資産	ソフトウェア等
東京都港区	(株)アクイジオジャパン	事業用資産	無形固定資産(その他)等
	(株)オープンコート	その他	のれん
ベトナム ハノイ市	MOORE ONLINE DEVELOPMENT SOLUTIONS CORPORATION	その他	のれん等
東京都渋谷区	ユナイテッド(株)	事業用資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、連結子会社については規模等を鑑み会社単位を基準として、グルーピングを行っております。なお、譲渡予定資産、除却予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(株)アイレップでは、一部の固定資産について、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額22百万円を減損損失として計上しております。その内訳は、ソフトウェア12百万円、のれん10百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(株)アクイジオジャパンの無形固定資産(その他)について、解散の決定により当初想定していた収益が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額153百万円を減損損失として計上しております。その内訳は、サービス利用権64百万円、ソフトウェア41百万円、営業権35百万円、ソフトウェア仮勘定4百万円及びその他6百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(株)オープンコートは、収益力及び今後の事業計画等を再検討した結果、のれんの全額51百万円を減損損失として計上しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

MOORE ONLINE DEVELOPMENT SOLUTIONS CORPORATIONは、収益力及び今後の事業計画等を再検討した結果、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額89百万円を減損損失として計上しております。その内訳は、のれん68

百万円及びソフトウェア20百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

その他、ユナイテッド㈱では、ソフトウェアの一部については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減額し、当該減少額6百万円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	128百万円	954百万円
組替調整額	1,118	1,120
税効果調整前	1,246	166
税効果額	359	55
その他有価証券評価差額金	887	110
為替換算調整勘定		
当期発生額	154	78
為替換算調整勘定	154	78
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	16	6
持分法適用会社に対する持分相当額	16	6
その他の包括利益合計	1,025	37

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	53,442,300	71,481,422	53,442,300	71,481,422
合計	53,442,300	71,481,422	53,442,300	71,481,422
自己株式				
普通株式(注)2	4,871,073	13,139,907	4,921,934	13,089,046
合計	4,871,073	13,139,907	4,921,934	13,089,046

(注)1.発行済株式の増加は、平成28年10月3日付でデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップが共同株式移転の方法により当社を設立したことによるものであります。発行済株式の減少は、完全子会社となったデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の発行済株式総数であります。

2.自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加6,680株、持分法適用会社を取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分137株及び経営統合に伴う子会社保有当社株式の自己株式への振替による増加13,133,090株であります。自己株式の減少は、自己株式の消却による減少4,755,900株、ストック・オプションの行使による減少166,000株及び単元未満株式の買増請求による減少34株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年11月 新株予約権		-	-	-	-	-
	平成21年3月 新株予約権		-	-	-	-	14
	平成22年3月 新株予約権		-	-	-	-	21
	平成23年7月 新株予約権		-	-	-	-	20
	平成24年7月 新株予約権		-	-	-	-	8
	平成25年5月 新株予約権		-	-	-	-	21
	平成25年7月 新株予約権		-	-	-	-	33
	平成26年7月 新株予約権 (注)		-	-	-	-	1
	平成26年7月 新株予約権		-	-	-	-	26
	平成27年7月 新株予約権		-	-	-	-	28
	平成28年4月 新株予約権		-	-	-	-	59
合計		-	-	-	-	236	

(注)平成26年7月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
連結子会社 (ユナイテッド株)	平成23年12月 新株予約権		-	-	-	-	0
	平成24年12月 新株予約権		-	-	-	-	-
	平成26年8月 新株予約権 (注)1		-	-	-	-	4
	平成28年4月 新株予約権 (注)2		-	-	-	-	4
	平成28年8月 新株予約権 (注)3		-	-	-	-	37
合計			-	-	-	-	46

(注)1.平成26年8月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2.平成28年4月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3.平成28年8月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は、共同株式移転の方法により、平成28年10月3日付でデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップの株式移転設立完全親会社として設立されたため、配当金の支払額は旧親会社で株式移転完全子会社となったデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	582	12	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月31日 取締役会	普通株式	875	利益剰余金	15	平成29年3月31日	平成29年6月12日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	71,481,422	-	-	71,481,422
合計	71,481,422	-	-	71,481,422
自己株式				
普通株式(注)	13,089,046	2,099	101,050	12,990,095
合計	13,089,046	2,099	101,050	12,990,095

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加2,030株、持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分69株であります。自己株式の減少は、ストック・オプションの行使による減少101,050株であります。

2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年11月 新株予約権		-	-	-	-	-
	平成21年3月 新株予約権		-	-	-	-	14
	平成22年3月 新株予約権		-	-	-	-	21
	平成23年7月 新株予約権		-	-	-	-	20
	平成24年7月 新株予約権		-	-	-	-	8
	平成25年5月 新株予約権		-	-	-	-	10
	平成25年7月 新株予約権		-	-	-	-	33
	平成26年7月 新株予約権 (注)		-	-	-	-	1
	平成26年7月 新株予約権		-	-	-	-	26
	平成27年7月 新株予約権		-	-	-	-	28
	平成28年4月 新株予約権		-	-	-	-	59
	平成29年7月 新株予約権		-	-	-	-	70
合計		-	-	-	-	295	

(注)平成26年7月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
連結子会社 (ユニテッド株)	平成23年12月 新株予約権		-	-	-	-	0
	平成26年8月 新株予約権		-	-	-	-	1
	平成28年4月 新株予約権 (注)1		-	-	-	-	31
	平成28年8月 新株予約権 (注)2		-	-	-	-	93
	平成29年4月 新株予約権 (注)3		-	-	-	-	32
合計			-	-	-	-	159

- (注) 1. 平成28年4月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。
 2. 平成28年8月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。
 3. 平成29年4月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月31日 取締役会	普通株式	875	15	平成29年3月31日	平成29年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年5月29日 取締役会	普通株式	1,345	利益剰余金	23	平成30年3月31日	平成30年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	20,123百万円	24,871百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	9百万円	9百万円
現金及び現金同等物	20,114百万円	24,862百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社の連結子会社であるユナイテッド(株)が株式の取得によりゴロー(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次の通りであります。

ゴロー(株)

流動資産	111百万円
のれん	739百万円
流動負債	38百万円
ゴロー(株)株式の取得価額	812百万円
ゴロー(株)の現金及び現金同等物	51百万円
差引：ゴロー(株)株式取得による支出	760百万円

当社の連結子会社である(株)アイレップが株式の取得により(株)NEWSYを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次の通りであります。

(株)NEWSY

流動資産	31百万円
固定資産	9百万円
のれん	0百万円
流動負債	15百万円
非支配株主持分	0百万円
(株)NEWSY株式の取得価額	24百万円
(株)NEWSYの現金及び現金同等物	14百万円
差引：(株)NEWSY株式取得による支出	10百万円

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社の連結子会社である(株)アイレップが株式の取得により(株)カラックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入との関係は次の通りであります。

(株)カラック

流動資産	1,129百万円
固定資産	61百万円
のれん	83百万円
流動負債	694百万円
(株)カラック株式の取得価額	580百万円
(株)カラックの現金及び現金同等物	740百万円
差引：(株)カラック株式取得による収入	160百万円

3 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社の連結子会社である(株)アイレップが株式の売却により株式会社オープンコート他1社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに当該会社売却による収入との関係は次のとおりであります。

流動資産	69百万円
固定資産	2百万円
のれん	35百万円
流動負債	32百万円
固定負債	4百万円
非支配株主持分	13百万円
株式売却損	26百万円
株式の売却価額	30百万円
現金及び現金同等物	6百万円
差引：売却による収入	23百万円

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については、安全性、流動性を重視した金融資産を購入し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの営業債権である受取手形及び売掛金は、取引相手先の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業等との関係強化、維持や事業運営上必要な株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業投資有価証券は、創業後間もない時期のベンチャー企業への投資であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループの営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2カ月以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。また、借入金のうち、主なものは運転資金対応のものとなります。また、借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について与信管理規程に基づき経理担当部署により、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングすることで滞留債権の発生防止を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について為替変動リスクに晒されておりますが、資産負債から生じる損益により、リスクは原則として減殺されており、定期的にモニタリングすることで過大な為替損失の発生防止を図っております。

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

長期借入金は固定金利で借入を行うことにより、支払利息の固定化を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、財務担当部署において各社の短期の資金繰り、中長期の資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2をご参照ください。）

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
(1) 現金及び預金	20,123	20,123	-
(2) 受取手形及び売掛金	19,428		
貸倒引当金	21		
	19,407	19,407	-
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	712	1,959	1,247
その他有価証券	2,621	2,621	-
資産計	42,863	44,111	1,247
(1) 買掛金	17,336	17,336	-
(2) 短期借入金	4,125	4,125	-
(3) 未払金	1,305	1,305	-
(4) 未払法人税等	1,379	1,379	-
(5) 長期借入金（ 1）	1,688	1,689	1
負債計	25,835	25,836	1

（ 1）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
(1) 現金及び預金	24,871	24,871	-
(2) 受取手形及び売掛金	22,065		
貸倒引当金	6		
	22,058	22,058	-
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	727	3,528	2,800
その他有価証券	2,393	2,393	-
(4) 差入保証金	363	363	-
資産計	50,414	53,215	2,800
(1) 買掛金	22,544	22,544	-
(2) 短期借入金	4,100	4,100	-
(3) 未払金	2,082	2,082	-
(4) 未払法人税等	2,164	2,164	-
(5) 長期借入金（ 1）	1,302	1,302	0
負債計	32,193	32,193	0

（ 1）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

（表示方法の変更）

「未払法人税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても当該金額を注記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 差入保証金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

時価は、株式については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	3,056
関係会社株式	766
差入保証金	1,333

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	4,157
関係会社株式	703
差入保証金	1,502

非上場株式等及び株式非公開の関係会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

また、返還予定時期を合理的に見積もれない差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,123	-	-	-
受取手形及び売掛金	19,428	-	-	-
合計	39,552	-	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,871	-	-	-
受取手形及び売掛金	22,065	-	-	-
差入保証金	363	-	-	-
合計	47,299	-	-	-

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,125	-	-	-	-	-
長期借入金	433	423	416	414	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,100	-	-	-	-	-
長期借入金	441	433	427	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	240	2,620	2,379
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	240	2,620	2,379
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1	1	0
合計		241	2,621	2,379

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額3,056百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	200	2,392	2,192
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	200	2,392	2,192
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1	0	0
合計		201	2,393	2,191

（注）非上場株式等（連結貸借対照表計上額4,157百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 . 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1,091	958	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,091	958	-

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1,160	1,112	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,160	1,112	-

3 . 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について165百万円（その他有価証券の株式165百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について170百万円（その他有価証券の株式170百万円）の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、24百万円でありました。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、当連結会計年度より、確定給付型の制度として、従業員選択制による確定給付企業年金基金の加入制度を設けております。

従業員が選択制により加入する確定給付企業年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、23百万円でありました。

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度への要拠出額は132百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当連結会計年度 (平成29年6月30日現在)
年金資産の額	11,706百万円
年金財政計算上の数理債務の額	11,271百万円
差引額	434百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

当連結会計年度 0.62% (自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金(当連結会計年度329百万円)であります。

当連結会計年度より、ベネフィット・ワン企業年金基金に加入し、掛金を拠出しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売費及び一般管理費	109	186

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	0	3

3. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

提出会社

	平成21年3月 新株予約権 (注)5	平成22年3月 新株予約権 (注)5	平成23年7月 新株予約権 (注)5
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 61,600株 (注)3	普通株式 86,800株 (注)3	普通株式 73,200株 (注)3
付与日	平成21年3月24日	平成22年3月19日	平成23年7月19日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。	当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。	当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。
対象勤務期間	自 平成21年3月24日 至 平成21年3月24日	自 平成22年3月19日 至 平成22年3月19日	自 平成23年7月19日 至 平成23年7月19日
権利行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成51年3月24日	自 平成28年10月3日 至 平成52年3月19日	自 平成28年10月3日 至 平成53年7月19日

	平成24年7月 新株予約権 (注)5	平成25年5月 新株予約権 (注)5	平成25年7月 新株予約権 (注)5
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名	当社取締役 6名 当社従業員 42名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 74,000株 (注)3	普通株式 226,000株	普通株式 74,300株
付与日	平成24年7月18日	平成25年5月1日	平成25年7月19日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。	権利行使時において、当社又は当社の子会社、関連会社の役員(含む監査役)又は使用人であること。 (注)1	当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。
対象勤務期間	自 平成24年7月18日 至 平成24年7月18日	自 平成25年5月1日 至 平成27年3月27日	自 平成25年7月19日 至 平成25年7月19日
権利行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成54年7月18日	自 平成28年10月3日 至 平成32年3月27日	自 平成28年10月3日 至 平成55年7月19日

	平成26年7月 新株予約権 (注)5	平成26年7月 新株予約権 (注)5	平成27年7月 新株予約権 (注)5
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社執行役員 34名	当社取締役 6名 当社従業員 5名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式1,335,000株	普通株式 94,100株	普通株式 98,800株
付与日	平成26年7月18日	平成26年7月18日	平成27年7月17日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は当社の子会社、関連会社の役員(含む監査役)又は使用人であること。 (注)4	当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。	当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。
対象勤務期間		自 平成26年7月18日 至 平成26年7月18日	自 平成27年7月17日 至 平成27年7月17日
権利行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成33年6月30日	自 平成28年10月3日 至 平成56年7月18日	自 平成28年10月3日 至 平成57年7月17日

	平成28年4月 新株予約権 (注)5	平成17年11月 新株予約権 (注)6	平成29年7月 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社執行役員 9名	当社従業員 10名	当社取締役 3名 当社子会社取締役及び 執行役員 16名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 98,300株	普通株式 311,250株	普通株式 52,100株
付与日	平成28年4月15日	平成17年11月1日	平成29年7月14日
権利確定条件	当社又は当社子会社の 取締役又は従業員の地 位を喪失した日の翌日 から10日間以内(10日 目が休日に当たる場合 には翌営業日)に限 り、新株予約権を行使 することができます。	権利行使時において、 当社又は当社の子会社 の役員(含む監査役) 又は使用人であるこ と。 (注)1	当社又は当社子会社の 取締役又は従業員の地 位を喪失した日の翌日 から10日間以内(10日 目が休日に当たる場合 には翌営業日)に限 り、新株予約権を行使 することができます。
対象勤務期間	自 平成28年4月15日 至 平成28年4月15日	自 平成17年11月1日 至 平成19年9月29日	自 平成29年7月15日 至 平成29年7月15日
権利行使期間	自 平成28年10月3日 至 平成58年4月15日	自 平成28年10月3日 至 平成29年9月20日	自 平成29年7月15日 至 平成59年7月14日

(注)1. 但し、当社の「新株予約権割当契約」に定める特例条件に該当する場合はこの限りではありません。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成25年2月27日開催のデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役会決議により、平成25年4月1日付をもって1株を100株とする株式分割を行っており、これに伴い、分割後の株式数に換算して記載いたしております。なお、表中の株式数は付与時の株式数を株式分割後に換算した株式数であります。

4. 新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することが可能となります。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとします。

5. デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社が発行したものであります。

6. 株式会社アイレップが発行したものであります。なお、ストック・オプション等の数につきましては、株式移転後の株式数(株式会社アイレップの普通株式1株につき当社普通株式0.83株を割当て)に換算して記載しております。

連結子会社（ユナイテッド株）

	平成23年12月 新株予約権	平成26年 8 月 新株予約権	平成28年 4 月 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社取締役（執行役兼 務 2 名含む） 6 名 同社執行役 3 名 同社従業員 3 名	同社取締役 4 名 同社従業員 14名	同社子会社 取締役 3 名 同社子会社 従業員 2 名
株式の種類及び付与数 （注）1	普通株式 165,000株	普通株式 170,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成23年12月 9 日	平成26年 8 月15日	平成28年 4 月19日
権利確定条件	付与日（平成23年12月 9 日）以降、権利確定 日（平成27年 7 月 1 日）まで継続して勤務 していること。 （注）2	付与日（平成26年 8 月 15日）以降、権利確定 日（平成29年 7 月 1 日）まで継続して勤務 していること。 （注）3	付与日（平成28年 4 月 19日）以降、権利確定 日（平成30年 4 月 5 日）まで継続して勤務 していること。 （注）4
対象勤務期間	自 平成23年12月 9 日 至 平成27年 7 月 1 日	自 平成26年 8 月15日 至 平成29年 7 月 1 日	自 平成28年 4 月19日 至 平成30年 4 月 5 日
権利行使期間	自 平成27年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日	自 平成29年 7 月 1 日 至 平成32年 6 月30日	自 平成30年 4 月 5 日 至 平成35年 3 月31日

	平成28年 8 月 新株予約権	平成29年 4 月 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 5 名 同社従業員 2 名 同社子会社 取締役 2 名	同社取締役 5 名 同社従業員 2 名
株式の種類及び付与数 （注）1	普通株式 130,000株	普通株式 96,000株
付与日	平成28年 8 月19日	平成29年 4 月19日
権利確定条件	該当事項はありませ ん。	付与日（平成29年 4 月 19日）以降、権利確定 日（平成31年 3 月31 日）まで継続して勤務 していること。
対象勤務期間	自 平成28年 8 月19日 至 平成30年 7 月29日	自 平成29年 4 月19日 至 平成31年 3 月31日
権利行使期間	自 平成30年 7 月29日 至 平成38年 7 月27日	自 平成31年 3 月31日 至 平成34年 3 月31日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. (1) 本新株予約権は、平成25年3月期乃至平成27年3月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表)におけるインターネット関連事業のセグメント営業利益が下記()乃至()に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行うことが可能となります。なお、会計基準の変更等により参照すべきセグメント営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとします。
- () 5億円を超過した場合、3分の1まで
 - () 10億円を超過した場合、3分の2まで
 - () 20億円を超過した場合、全ての本新株予約権
- なお、平成25年3月期に事業セグメントの区分方法を変更したことに伴い、平成26年3月27日付取締役会において、本新株予約権において参照すべきセグメント営業利益の見直しを実施し、コンテンツ事業並びに広告事業のセグメント営業利益の合計を、参照すべき指標と定めております。
- (2) 新株予約権者は、割当日から平成27年6月30日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとします。
3. 本新株予約権は、平成27年3月期から平成29年3月期までのいずれかの期の連結営業利益において下記の各号に掲げる条件を充たしている場合に、当該各号に掲げる割合が権利行使可能となります。
- (イ) 営業利益10億円を超過している場合、付与された新株予約権の3分の1
 - (ロ) 営業利益20億円を超過している場合、付与された新株予約権の3分の2
 - (ハ) 営業利益30億円を超過している場合、付与された新株予約権の全て
4. 本新株予約権は、キラメックス株式会社の平成29年3月期から平成31年3月期までのいずれかの期の売上において下記の各号に掲げる条件を充たしている場合に、当該各号に掲げる割合が権利行使可能となります。
- (イ) 売上高が3億円を超過している場合、付与された新株予約権の3分の1
 - (ロ) 売上高が5億円を超過している場合、付与された新株予約権の3分の2
 - (ハ) 売上高が10億円を超過している場合、付与された新株予約権の全て

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション等を対象とし、新株予約権数については、株式数に換算して記載しております。

提出会社

ストック・オプション等の数

	平成17年11月 新株予約権	平成21年3月 新株予約権	平成22年3月 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	190,900	53,200	74,600
権利確定	-	-	-
権利行使	29,050	-	-
失効	161,850	-	-
未行使残	-	53,200	74,600

	平成23年7月 新株予約権	平成24年7月 新株予約権	平成25年5月 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	63,200	64,000	135,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	72,000
失効	-	-	-
未行使残	63,200	64,000	63,000

	平成25年7月 新株予約権	平成26年7月 新株予約権	平成26年7月 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	1,224,000	-
付与	-	-	-
失効	-	15,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	1,209,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	55,100	-	73,700
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	55,100	-	73,700

	平成27年7月 新株予約権	平成28年4月 新株予約権	平成29年7月 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	52,100
失効	-	-	-
権利確定	-	-	52,100
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	77,700	87,300	-
権利確定	-	-	52,100
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	77,700	87,300	52,100

(注) 1. 平成17年11月新株予約権は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップの共同株式移転に際し、株式会社アイレップより株式移転比率1:0.83で承継し付与したもので、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社の株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月27日開催のデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役会決議により、平成25年4月1日付をもって1株を100株とする株式分割を行っており、これに伴い、分割後の株式数に換算して記載いたしております。

単価情報

	平成17年11月 新株予約権	平成21年3月 新株予約権	平成22年3月 新株予約権
権利行使価格 (円)	60	1	1
行使時平均株価 (円)	1,545	-	-
公正な評価単価 (円)	-	279	284

	平成23年7月 新株予約権	平成24年7月 新株予約権	平成25年5月 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	420
行使時平均株価 (円)	-	-	1,791
公正な評価単価 (円)	332	139	161

	平成25年7月 新株予約権	平成26年7月 新株予約権	平成26年7月 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	399	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (円)	613	1	356

	平成27年7月 新株予約権	平成28年4月 新株予約権	平成29年7月 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (円)	362	682	1,357

(注) 平成25年2月27日開催のデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社取締役会決議により、平成25年4月1日付をもって1株を100株とする株式分割を行っており、これに伴い、分割後の株式数に換算して記載いたしております。

連結子会社（ユナイテッド株）

ストック・オプション等の数

	平成23年12月 新株予約権	平成26年 8 月 新株予約権	平成28年 4 月 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	155,000	50,000
付与	-	-	-
失効	-	105,800	-
権利確定	-	49,200	-
未確定残	-	-	50,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	11,600	-	-
権利確定	-	49,200	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	11,600	49,200	-

	平成28年 8 月 新株予約権	平成29年 4 月 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	130,000	-
付与	-	96,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	130,000	96,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成23年12月 新株予約権	平成26年 8 月 新株予約権	平成28年 4 月 新株予約権
権利行使価格 (円)	202	2,152	1,549
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (円)	535	3,000	-

	平成28年 8 月 新株予約権	平成29年 4 月 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,422	2,424
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価 (円)	86,700	67,000

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度においてD.A.コンソーシアムホールディングス(株)により付与された平成29年7月新株予約権(平成29年6月27日取締役会決議)の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	平成29年7月 新株予約権
株価変動性(注)1	64.607%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	15円/株
無リスク利率(注)4	0.319%

(注)1. 平成14年7月15日から平成29年7月14日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日:平成29年7月14日

権利行使期間開始日:平成29年7月15日

権利行使期間終了日:平成59年7月14日

・割当日から権利行使期間開始日までの年数:0年

・割当日から権利行使期間終了日までの年数:30年

・割当日から権利行使期間の中間点までの年数: $0年 + (30年 - 0年) \div 2$

3. 平成29年3月期の配当実績によっております。

4. 平成29年7月14日の国債利回り(残存期間15年)

(2) 当連結会計年度においてユナイテッド(株)により付与された平成29年4月新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	平成29年4月 新株予約権
株価変動性(注)1	58.850%
予想残存期間(注)2	3.44年
予想配当(注)3	14円/株
無リスク利率(注)4	0.195%

(注)1. 平成25年11月11日から平成29年4月21日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成29年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	103	139
営業投資有価証券	81	79
投資有価証券	172	147
長期未払金	73	81
繰越欠損金	329	361
未払賞与・賞与引当金	249	394
売掛金	113	142
減価償却超過額	160	314
その他	336	496
繰延税金資産小計	1,618	2,158
評価性引当額	676	776
繰延税金資産合計	942	1,381
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	760	704
繰延税金負債合計	760	704
繰延税金資産(負債)の純額	181	676

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
持分法による投資損失	30.11%	0.15%
交際費の損金不算入額	2.58%	0.80%
住民税等均等割	0.75%	0.44%
のれん償却額	2.54%	1.31%
株式報酬費用	0.39%	0.46%
研究開発費	0.16%	0.99%
その他	0.79%	0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.18%	35.48%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「住民税均等割」、「株式報酬費用」及び「研究開発費」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することいたしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「のれん減損損失」、「繰越欠損金」及び「税額控除」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度において、「のれん減損損失」1.12%、「繰越欠損金」2.59%、「税額控除」2.01%及び「その他」に表示していた0.39%は、「住民税等均等割」0.75%、「株式報酬費用」0.39%、「研究開発費」0.16%及び「その他」0.79%として組み替えております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは「インターネット関連事業」「インベストメント事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

インターネット関連事業

インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

インベストメント事業

ベンチャーキャピタル投資

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベスト メント事業			
売上高					
外部顧客への売上高	183,149	1,629	184,779	-	184,779
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	183,149	1,629	184,779	-	184,779
セグメント利益	6,522	1,084	7,606	677	6,928
セグメント資産	46,806	4,926	51,733	4,034	55,768
その他の項目					
減価償却費	788	-	788	30	819
のれんの償却額	272	-	272	-	272
持分法適用会社への投資額	1,642	97	1,739	-	1,739
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1,351	-	1,351	44	1,396

(注) 1．調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 677百万円は、全額各セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは連結子会社であるユナイテッド株式会社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額4,034百万円は、主として、連結子会社であるユナイテッド株式会社での余資運用資金(現金及び預金)及び同社の管理部門等に係る資産であります。

2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベスト メント事業			
売上高					
外部顧客への売上高	206,760	1,582	208,342	-	208,342
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	206,760	1,582	208,342	-	208,342
セグメント利益	8,211	1,385	9,596	790	8,805
セグメント資産	58,402	5,012	63,415	3,740	67,155
その他の項目					
減価償却費	921	-	921	32	953
のれんの償却額	332	-	332	-	332
持分法適用会社への投資額	1,490	90	1,581	-	1,581
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	2,206	-	2,206	51	2,257

(注) 1 . 調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 790百万円は、全額各セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは連結子会社であるユナイテッド株式会社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額3,740百万円は、主として、連結子会社であるユナイテッド株式会社での余資運用資金（現金及び預金）及び同社の管理部門等に係る資産であります。

2 . セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	78,638	インターネット関連事業

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	97,144	インターネット関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
減損損失	323	-	323	-	323

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
減損損失	85	-	85	-	85

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
当期償却費	272	-	272	-	272
当期末残高	1,304	-	1,304	-	1,304

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
当期償却費	332	-	332	-	332
当期末残高	1,055	-	1,055	-	1,055

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

(デジタル・アドバイジング・コンソーシアム㈱)

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接43.0%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高(注2)	72,850	売掛金	4,884

(注) 1．上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2．取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接42.9%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高(注2)	95,905	売掛金	7,272

(注) 1．上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2．取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(株アイレップ)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接43.0%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高(注2)	5,406	売掛金	1,277

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(株博報堂アイ・スタジオ)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)博報堂	東京都港区	35,848	広告業	(被所有)直接6.3%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。	売上高(注2)	4,413	売掛金	1,305

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)博報堂	東京都港区	35,848	広告業	(被所有)直接7.7%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。	売上高(注2)	4,775	売掛金	1,316

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(北京迪愛慈広告有限公司)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	上海博報堂広告有限公司	中国上海市	54,659	広告業	-	当社グループのインターネット広告の取引先であります。	売上高(注)	2,642	売掛金	1,345

(注)取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)博報堂DYホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり純資産額	304円11銭	361円74銭
1株当たり当期純利益	3円92銭	74円73銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円83銭	73円85銭

(注) 1 . 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	209	4,366
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	209	4,366
期中平均株式数(株)	53,430,782	58,439,427
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	2	4
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社 の潜在株式による調整額)	(2)	(4)
普通株式増加数(株)	707,192	634,619
(うち新株予約権)	(707,192)	(634,619)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	<p>当社の発行した新株予約権の当連結会計年度末の状況は下記のとおりであります。</p> <p>平成28年10月3日付の当社設立に係る共同株式移転に際し、割当て交付されたストック・オプション</p> <p>普通株式1,224,000株 (新株予約権12,240個)</p> <p>当社の連結子会社であるユナイテッド(株)の発行した当連結会計年度末の新株予約権の状況は下記のとおりであります。</p>	<p>当社の発行した新株予約権の当連結会計年度末の状況は下記のとおりであります。</p> <p>普通株式1,209,000株 (新株予約権12,090個)</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
	平成26年 7月31日取締役会 決議ストック・オプション 普通株式155,000株 (新株予約権1,550個) 当社の持分法適用会社である株 メンバーズの発行した当連結会 計年度末の新株予約権の状況は 下記のとおりであります。 平成24年 5月25日取締役会 決議ストック・オプション 普通株式17,200株 (新株予約権86個)	

(注) 2 . 前連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は、当社が平成28年10月3日に共同株式移転により設立された会社であるため、会社設立前の平成28年4月1日から平成28年10月2日までの期間について、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算しております。

(重要な後発事象)

投資先の上場に伴う営業投資有価証券の売却

当社の連結子会社のユナイテッド株式会社への投資先である株式会社メルカリが、平成30年6月19日に東京証券取引所へ上場いたしました。ユナイテッド株式会社は、キャピタルゲインを得ることにより、経営資源の配分の柔軟性を高める狙いから、株式会社メルカリの上場に伴う売出人の一社として参加し、保有する同社株式の一部を売却いたしました。

(1) 売却の概要

売却する株式の種類	株式会社メルカリ普通株式
売却する株式数	4,500,000株
売却価格	12,892百万円
売却予定日	平成30年6月19日

(2) 売却前後のユナイテッド株式会社による株式会社メルカリ普通株式の所有状況

売却前の所有株式数	15,000,000株 (議決権保有割合: 12.8%)
売却後の所有株式数	10,500,000株 (議決権保有割合: 7.7%)

(注) 売却前の議決権保有割合は、公募による発行済株式総数の増加を反映する前の数値であり、売却後の議決権保有割合は、公募による発行済株式総数の増加を反映後の数値であります。

(3) 売却による影響額

平成31年3月期第1四半期において、下記金額を計上する見込みです。

売上高	12,892百万円
売上原価	90百万円
売上総利益	12,802百万円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,125	4,100	0.22	-
1年以内に返済予定の長期借入金	433	441	0.18	-
1年以内に返済予定のリース債務	2	2	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,255	860	0.16	平成31年～33年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3	0	-	平成31年
計	5,819	5,405	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	433	427	-	-	-
リース債務	0	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	45,727	93,424	148,566	208,342
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,348	3,396	5,783	7,827
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	862	1,944	3,296	4,366
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	14.78	33.29	56.42	74.73

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	14.78	18.51	23.13	18.30

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,136	5,898
関係会社短期貸付金	4,400	1,000
その他	1,180	1,258
流動資産合計	5,717	7,156
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	1
工具、器具及び備品	-	4
有形固定資産合計	0	6
無形固定資産		
ソフトウェア	1	10
ソフトウェア仮勘定	9	-
その他	-	4
無形固定資産合計	10	14
投資その他の資産		
関係会社株式	20,573	20,573
関係会社長期貸付金	1,200	-
その他	65	90
投資その他の資産合計	21,839	20,664
固定資産合計	21,850	20,685
資産合計	27,567	27,841

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4,000	4,000
1年内返済予定の長期借入金	400	400
未払金	184	1,148
未払法人税等	33	31
賞与引当金	30	4
役員賞与引当金	19	41
その他	24	9
流動負債合計	4,593	4,635
固定負債		
長期借入金	1,200	800
固定負債合計	1,200	800
負債合計	5,793	5,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000	1,000
その他資本剰余金	17,313	17,342
資本剰余金合計	18,313	18,342
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,127	1,658
利益剰余金合計	1,127	1,658
自己株式	1,902	1,891
株主資本合計	21,538	22,110
新株予約権	236	295
純資産合計	21,774	22,405
負債純資産合計	27,567	27,841

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年10月3日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
受取配当金	1,013	1,314
受取手数料	1,607	1,125
営業収益合計	1,620	2,439
販売費及び一般管理費	1,242	1,995
営業利益	1,192	1,444
営業外収益		
受取利息	12	17
還付消費税等	14	21
その他	-	0
営業外収益合計	17	28
営業外費用		
支払利息	3	11
創立費	14	-
その他	0	0
営業外費用合計	17	11
経常利益	1,192	1,462
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	0	0
税引前当期純利益	1,192	1,462
法人税、住民税及び事業税	79	84
法人税等調整額	14	29
法人税等合計	65	54
当期純利益	1,127	1,407

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年10月3日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額								
株式移転による増加	4,000	1,000	17,295	18,295				22,295
当期純利益					1,127	1,127		1,127
自己株式の取得							1,910	1,910
自己株式の処分			18	18			8	26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	4,000	1,000	17,313	18,313	1,127	1,127	1,902	21,538
当期末残高	4,000	1,000	17,313	18,313	1,127	1,127	1,902	21,538

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	-
当期変動額		
株式移転による増加		22,295
当期純利益		1,127
自己株式の取得		1,910
自己株式の処分		26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	236	236
当期変動額合計	236	21,774
当期末残高	236	21,774

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,000	1,000	17,313	18,313	1,127	1,127	1,902	21,538
当期変動額								
剰余金の配当					875	875		875
当期純利益					1,407	1,407		1,407
自己株式の取得							3	3
自己株式の処分			28	28			14	43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	28	28	531	531	11	571
当期末残高	4,000	1,000	17,342	18,342	1,658	1,658	1,891	22,110

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	236	21,774
当期変動額		
剰余金の配当		875
当期純利益		1,407
自己株式の取得		3
自己株式の処分		43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59	59
当期変動額合計	59	630
当期末残高	295	22,405

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

法人税法の定めと同一の基準による定率法(ただし、建物及び建物附属設備については法人税法の定めと同一の基準による定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

工具、器具及び備品 10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	0百万円	8百万円
短期金銭債務	49百万円	95百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成28年10月3日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
営業収益	1,620百万円	2,439百万円
販売費及び一般管理費	7百万円	56百万円
営業取引以外の取引	2百万円	9百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.3%、当事業年度11.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86.7%、当事業年度88.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年10月3日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
役員報酬	77百万円	138百万円
従業員人件費	152百万円	477百万円
役員賞与引当金繰入額	19百万円	41百万円
賞与引当金繰入額	30百万円	4百万円
人材派遣費及び業務委託費	55百万円	87百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額20,573百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額20,573百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払賞与・賞与引当金	9	13
未払事業税	6	4
株式報酬費用	65	90
その他	2	4
繰延税金資産小計	83	113
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	83	113
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	83	113

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等の損金不算入額	0.25%	0.37%
役員賞与の損金不算入額	0.50%	0.88%
受取配当金の益金不算入額	26.21%	27.73%
住民税均等割	0.13%	0.26%
税額控除	0.03%	0.46%
その他	0.01%	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担額	5.49%	3.73%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物附属設備	0	1	-	0	1	0
	工具、器具及び備品	-	5	-	0	4	0
	計	0	6	-	1	6	1
無形固 定資産	ソフトウェア	1	10	-	0	10	-
	ソフトウェア 仮勘定	9	-	9	-	-	-
	その他	-	4	-	0	4	-
	計	10	14	9	1	14	-

(注1) 当期増加額の主な内容

工具、器具及び備品	無線LAN一式	計	4百万円
ソフトウェア	CMSシステム	計	9百万円
その他	商標権 会社ロゴ	計	4百万円

(注2) 当期減少額の主な内容

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	計	9百万円
-----------	------------	---	------

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	30	4	30	4
役員賞与引当金	19	41	19	41

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となったデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社アイレップの最近2事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社)

1 [財務諸表等]

(1) [財務諸表]

[貸借対照表]

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 4,894	2 4,365
売掛金	3 10,618	3 13,527
営業投資有価証券	1,830	1,671
その他	824	1,138
流動資産合計	18,168	20,702
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	194	534
工具、器具及び備品(純額)	174	193
その他(純額)	5	148
有形固定資産合計	1 374	1 876
無形固定資産		
のれん	13	-
ソフトウェア	1,143	1,537
ソフトウェア仮勘定	296	233
その他	28	27
無形固定資産合計	1,481	1,798
投資その他の資産		
投資有価証券	736	895
関係会社株式	6,011	5,921
差入保証金	411	832
その他	255	300
投資その他の資産合計	7,415	7,951
固定資産合計	9,271	10,625
資産合計	27,440	31,328

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 11,683	2 15,336
1年内返済予定の長期借入金	400	-
関係会社短期借入金	3,000	-
未払金	565	1,133
未払法人税等	599	911
賞与引当金	370	484
未払消費税等	378	2,408
役員賞与引当金	120	52
その他	261	211
流動負債合計	17,378	20,537
固定負債		
長期借入金	1,200	-
長期未払金	240	235
その他	4	1
固定負債合計	1,444	237
負債合計	18,823	20,775
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,031	4,031
資本剰余金		
資本準備金	2,471	2,471
資本剰余金合計	2,471	2,471
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,225	3,303
利益剰余金合計	1,225	3,303
株主資本合計	7,729	9,806
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	888	745
評価・換算差額等合計	888	745
純資産合計	8,617	10,552
負債純資産合計	27,440	31,328

[損益計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	1 105,947	1 131,349
売上原価	1 95,550	1 117,149
売上総利益	10,397	14,200
販売費及び一般管理費	2 7,713	2 10,051
営業利益	2,684	4,148
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	1 750	1 360
その他	20	19
営業外収益合計	773	381
営業外費用		
支払利息	7	5
投資事業組合運用損	25	3
その他	0	0
営業外費用合計	33	10
経常利益	3,424	4,520
特別利益		
新株予約権戻入益	251	-
投資有価証券売却益	114	-
その他	25	-
特別利益合計	392	-
特別損失		
固定資産除却損	3 4	3 158
関係会社株式評価損	3,332	148
投資有価証券評価損	100	81
事務所移転費用	2	315
その他	1	0
特別損失合計	3,441	705
税引前当期純利益	375	3,815
法人税、住民税及び事業税	850	1,248
法人税等調整額	32	36
法人税等合計	883	1,212
当期純利益又は当期純損失()	507	2,602

[株主資本等変動計算書]

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	4,031	2,471	710	3,182	5,712	5,712	1,614	11,312	
当期変動額									
剰余金の配当					3,120	3,120		3,120	
当期純損失()					507	507		507	
自己株式の処分			9	9			35	44	
自己株式の消却			1,578	1,578			1,578	-	
利益剰余金から資本剰余金への振替			858	858	858	858		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	710	710	4,486	4,486	1,614	3,583	
当期末残高	4,031	2,471	-	2,471	1,225	1,225	-	7,729	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,680	1,680	219	13,212
当期変動額				
剰余金の配当				3,120
当期純損失()				507
自己株式の処分				44
自己株式の消却				-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	792	792	219	1,011
当期変動額合計	792	792	219	4,594
当期末残高	888	888	-	8,617

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,031	2,471	2,471	1,225	1,225	7,729
当期変動額						
剰余金の配当				525	525	525
当期純利益				2,602	2,602	2,602
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	2,077	2,077	2,077
当期末残高	4,031	2,471	2,471	3,303	3,303	9,806

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	888	888	8,617
当期変動額			
剰余金の配当			525
当期純利益			2,602
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	142	142	142
当期変動額合計	142	142	1,934
当期末残高	745	745	10,552

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	375	3,815
減価償却費	455	598
株式報酬費用	67	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	69	114
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	30	67
受取利息及び受取配当金	753	362
支払利息	7	5
固定資産除却損益（ は益）	4	158
関係会社株式売却及び評価損益（ は益）	3,307	148
投資有価証券売却及び評価損益（ は益）	14	81
新株予約権戻入益	251	-
売上債権の増減額（ は増加）	820	2,909
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	29	22
未収入金の増減額（ は増加）	102	367
仕入債務の増減額（ は減少）	1,331	3,653
未払金の増減額（ は減少）	4	368
未払消費税等の増減額（ は減少）	47	2,084
その他	150	23
小計	3,567	7,321
利息及び配当金の受取額	755	361
利息の支払額	7	6
法人税等の支払額	526	932
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,789	6,745
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	148	609
無形固定資産の取得による支出	788	830
投資有価証券の取得による支出	26	263
投資有価証券の売却による収入	131	-
関係会社株式の取得による支出	1,161	58
差入保証金の差入による支出	18	427
その他	28	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,040	2,141

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	3,000
長期借入れによる収入	2,800	-
長期借入金の返済による支出	2,200	1,600
ストックオプションの行使による収入	10	-
配当金の支払額	1,215	530
その他	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	608	5,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,134	529
現金及び現金同等物の期首残高	3,751	4,885
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,885	1 4,356

〔注記事項〕

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合への出資金

組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属方式により取り込む方法によっております。当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

法人税法の定めと同一の基準による定率法（ただし、建物及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については法人税法の定めと同一の基準による定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、主に見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、投資効果の発現する期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

3．重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

メディアサービス売上高及びメディアサービス売上原価の計上基準

メディアサービス売上高及びメディアサービス売上原価をそれぞれ両建計上し、契約金額を広告掲載期間における日数で按分し、売上高及び売上原価を計上しております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

5．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することにいたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた639百万円は、「未払消費税等」378百万円、「その他」261百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」、「投資有価証券評価損」及び「事務所移転費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することにいたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた108百万円は、「固定資産除却損」4百万円、「投資有価証券評価損」100百万円、「事務所移転費用」2百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除売却損益(は益)」、「未収入金の増減額(は増加)」及び「未収消費税等の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することにいたしました。また、前事業年度において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「のれん償却額」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「のれん償却額」に表示していた26百万円及び「その他」に表示していた227百万円は、「固定資産除売却損益(は益)」4百万円、「未収入金の増減額(は増加)」102百万円、「未収消費税等の増減額(は減少)」47百万円、「その他」150百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	823百万円	568百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
定期預金	14百万円	14百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
買掛金	62百万円	36百万円

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産		
売掛金	5,212百万円	7,900百万円

4 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入債務及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(株)プラットフォーム・ワン	13百万円	(株)プラットフォーム・ワン 6百万円
計	13	計 6

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	76,528百万円	98,213百万円
仕入高	29,620百万円	16,051百万円
受取配当金	745百万円	347百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24.2%、当事業年度29.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75.8%、当事業年度70.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員賞与引当金繰入額	120百万円	52百万円
従業員人件費	2,415百万円	3,704百万円
賞与引当金繰入額	370百万円	484百万円
人材派遣費及び業務委託費	2,669百万円	2,845百万円
減価償却費	336百万円	452百万円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	0百万円	144百万円
工具、器具及び備品	1百万円	13百万円
ソフトウェア	2百万円	-
計	4百万円	158百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	53,442,300	-	4,755,900	48,686,400
合計	53,442,300	-	4,755,900	48,686,400
自己株式				
普通株式 (注) 2	4,864,900	-	4,864,900	-
合計	4,864,900	-	4,864,900	-

(注) 1.発行済株式の減少は、自己株式の消却に伴う減少4,755,900株であります。

2.自己株式の減少は、自己株式の消却に伴う減少4,755,900株及びストック・オプションの行使による減少109,000株であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	582	12	平成28年3月31日	平成28年6月28日
平成28年12月21日 臨時株主総会	普通株式	632	13	平成28年12月21日	平成28年12月22日

金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の 種類	配当財産の帳簿 価額(百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年10月3日 臨時株主総会	普通株式	親会社株式	1,904	39	平成28年10月3日	平成28年10月4日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	525	10	平成29年3月31日	平成29年6月27日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	48,686,400	-	-	48,686,400
合計	48,686,400	-	-	48,686,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	525	10	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	4,894百万円	4,365百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	9	9
現金及び現金同等物	4,885	4,356

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については、安全性、流動性を重視した金融資産を購入し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権である売掛金は、取引相手先の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業等との関係強化、維持や事業運営上必要な株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業投資有価証券は、創業後間もない時期のベンチャー企業への投資であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

当社の営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2カ月以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。また、借入金のうち、主なものは運転資金対応のものとなります。また、借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき経理担当部署により、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングすることで滞留債権の発生防止を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について為替変動リスクに晒されておりますが、資産負債から生じる損益により、リスクは原則として減殺されており、定期的にモニタリングすることで過大な為替損失の発生防止を図っております。

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

長期借入金は固定金利で借入を行うことにより、支払利息の固定化を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク

当社は、財務担当部署において各社の短期の資金繰り、中長期の資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2をご参照ください。）

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,894	4,894	-
(2) 売掛金	10,618		
貸倒引当金	-		
	10,618	10,618	-
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	3,095	24,336	21,241
其他有価証券	1,318	1,318	-
資産計	19,927	41,168	21,241
(1) 買掛金	11,683	11,683	-
(2) 関係会社短期借入金	3,000	3,000	-
(3) 未払金	565	565	-
(4) 未払法人税等	599	599	-
(5) 未払消費税等	378	378	-
(6) 長期借入金 (1)	1,600	1,600	0
負債計	17,826	17,827	0

(1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,365	4,365	-
(2) 売掛金	13,527		
貸倒引当金	-		
	13,527	13,527	-
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	3,095	47,515	44,420
その他有価証券	1,104	1,104	-
資産計	22,093	66,513	44,420
(1) 買掛金	15,336	15,336	-
(2) 関係会社短期借入金	-	-	-
(3) 未払金	1,133	1,133	-
(4) 未払法人税等	911	911	-
(5) 未払消費税等	2,408	2,408	-
(6) 長期借入金	-	-	-
負債計	19,789	19,789	-

(表示方法の変更)

「未払法人税等」、「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても当該金額を注記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

時価は、株式については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 関係会社短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	1,346
関係会社株式	2,916
差入保証金	411

当事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	1,552
関係会社株式	2,826
差入保証金	832

非上場株式等及び株式非公開の関係会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、含めておりません。

また、返還予定時期を合理的に見積もれない差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,894	-	-	-
売掛金	10,618	-	-	-
合計	15,513	-	-	-

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,365	-	-	-
売掛金	13,527	-	-	-
合計	17,893	-	-	-

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
関係会社短期借入金	3,000	-	-	-	-	-
長期借入金	400	400	400	400	-	-

当事業年度(平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,500	22,376	19,875
関連会社株式	594	1,959	1,365
計	3,095	24,336	21,241

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	2,568
関連会社株式	347

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,500	43,987	41,486
関連会社株式	594	3,528	2,934
計	3,095	47,515	44,420

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	2,627
関連会社株式	199

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 . その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

	種類	取得原価（百万円）	貸借対照表計額 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	128	1,318	1,190
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	128	1,318	1,190
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		128	1,318	1,190

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額1,249百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

	種類	取得原価（百万円）	貸借対照表計額 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	106	1,104	998
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	106	1,104	998
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		106	1,104	998

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額1,461百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 . 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	836	760	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	836	760	-

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	593	572	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	593	572	-

4 . 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について3,432百万円（その他有価証券の株式100百万円、関係会社株式3,332百万円）の減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について279百万円（その他有価証券の株式131百万円、関係会社株式148百万円）の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、24百万円でありました。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、当事業年度より、確定給付型の制度として、従業員選択制による確定給付企業年金基金の加入制度を設けております。

従業員が選択制により加入する確定給付企業年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、23百万円でありました。

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度への要拠出額は132百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当事業年度 (平成29年6月30日現在)
年金資産の額	11,706百万円
年金財政計算上の数理債務の額	11,271百万円
差引額	434百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

当事業年度 0.62% (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金(当連結会計年度329百万円)であります。

当事業年度より、ベネフィット・ワン企業年金基金に加入し、掛金を拠出しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
投資有価証券等評価損	1,395	1,477
未払賞与・賞与引当金	114	148
長期未払金	73	72
未払事業税	41	53
未払金	35	27
その他	26	25
繰延税金資産小計	1,686	1,805
評価性引当額	1,395	1,477
繰延税金資産合計	291	327
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	392	329
繰延税金負債合計	392	329
繰延税金負債の純額	101	1

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異
(調整)		が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等の損金不算入額	4.56%	
役員給与の損金不算入額	7.06%	
役員賞与の損金不算入額	2.46%	
受取配当金益金不算入額	62.08%	
株式評価損	281.95%	
住民税均等割	2.55%	
税額控除	17.74%	
過年度法人税等	0.11%	
株式評価損認容	11.05%	
新株予約権戻入益	2.57%	
その他	0.81%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	235.10%	

(持分法損益等)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	1,038百万円	883百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,373	1,346
持分法を適用した場合の投資損失()の金額	3,249	13

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の報告セグメントは「インターネット関連事業」「インベストメント事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

インターネット関連事業

インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

インベストメント事業

ベンチャーキャピタル投資

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	財務諸表 計上額
	インターネット 関連事業	インベスト メント事業			
売上高					
外部顧客への売上高	105,232	714	105,947	-	105,947
計	105,232	714	105,947	-	105,947
セグメント利益	2,035	648	2,684	-	2,684
セグメント資産	25,609	1,830	27,440	-	27,440
その他の項目					
減価償却費	455	-	455	-	455
のれんの償却額	26	-	26	-	26
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	937	-	937	-	937

(注) セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	財務諸表 計上額
	インターネット 関連事業	インベスト メント事業			
売上高					
外部顧客への売上高	130,719	630	131,349	-	131,349
計	130,719	630	131,349	-	131,349
セグメント利益	3,600	548	4,148	-	4,148
セグメント資産	29,656	1,671	31,328	-	31,328
その他の項目					
減価償却費	598	-	598	-	598
のれんの償却額	13	-	13	-	13
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1,645	-	1,645	-	1,645

(注) セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

関連情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	72,850	インターネット関連事業

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	95,905	インターネット関連事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
当期償却費	26	-	26	-	26
当期末残高	13	-	13	-	13

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント事業	計		
当期償却費	13	-	13	-	13
当期末残高	-	-	-	-	-

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

〔 関連当事者情報 〕

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	D.A.コンソーシアムホールディングス(株)	東京都渋谷区	4,000	インターネット広告ビジネスを運営する子会社等の経営管理等	(被所有)直接100.0%	経営指導、資金貸借関係、役員の兼任	資金の借入 資金の返済 (注)3 支払利息	4,700 100 2	関係会社 短期借入金 1年内返済予定長期借入金 長期借入金	3,000 400 1,200
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接43.0%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高 (注2)	72,850	売掛金	4,884

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	D.A.コンソーシアムホールディングス(株)	東京都渋谷区	4,000	インターネット広告ビジネスを運営する子会社等の経営管理等	(被所有)直接100.0%	経営指導、役員の兼任	資金の返済 (注)3	4,600	-	-
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接42.9%	当社グループのインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高 (注2)	95,905	売掛金	7,272

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)トーチライト	東京都渋谷区	50	オウンドメディアと広告を中心としたソーシャルメディアの活用支援サービスの提供	70.0%	当社のインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高(注2)	1,135	売掛金	376

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)アイレップ	東京都千代田区	550	リスティング広告、SEO、Web解析などのSEM関連サービス事業	-	当社のインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高 売上原価(注2)	6,005 37,109	売掛金 買掛金	1,173 2,751

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)アイレップ	東京都千代田区	550	リスティング広告、SEO、Web解析などのSEM関連サービス事業	-	当社のインターネット広告の取引先であります。役員の兼任	売上高 売上原価(注2)	5,111 9,958	売掛金 買掛金	926 3,544

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

D.A.コンソーシアムホールディングス(株)(東京証券取引所に上場)

(株)博報堂DYホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	161円25銭	216円74銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	9円63銭	53円46銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額又は 当期純損失金額()(百万円)	507	2,602
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純 損失金額()(百万円)	507	2,602
普通株式の期中平均株式数(株)	52,732,884	48,686,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[附属明細表]

[有価証券明細表]

[株式]

営業投資有 価証券	その他有 価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)アイスタイル	480,500	712
(株)ALBERT	110,300	227		
データセクション(株)	270,000	162		
DuFI, Inc	497,874	56		
(株)ゆめみ	700	3		
その他(3銘柄)	1,015	0		
小計	1,360,389	1,163		
投資有価証 券	その他有 価証券	IPONWEB Holding Limited	20,683	428
		(株)インフォバーン	210,000	104
		(株)TABI LABO	6,660	103
		(株)A1 Media Group	159	49
		技研商事インターナショナル(株)	11,250	47
		Every Sense, Inc.	650,000	30
		(株)リボルバー	120	30
		エヴィクサー(株)	13	28
		データスタジアム(株)	1,200	23
		(株)じゃぱんじゃぱん	110	20
		その他(10銘柄)	225,037	30
		小計	1,125,232	895
計	2,485,621	2,059		

[その他]

営業投資有 価証券	その他有 価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資事業有限責任組合への出資)		
WiL Fund I, L.P.	8	368		
WiL Fund , L.P.	1	124		
その他(2銘柄)	2	14		
計	11	507		

[有形固定資産等明細表]

(単位：百万円)

資産の種類	当期末首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	467	525	144	561	26	39	534
工具、器具及び備品	719	101	13	726	533	68	193
その他	11	145	-	156	7	2	148
計	1,197	771	158	1,444	568	110	876
無形固定資産							
のれん	131	-	131	-	-	13	-
ソフトウェア	2,972	875	-	3,847	2,309	482	1,537
ソフトウェア仮勘定	296	835	897	233	-	-	233
その他	56	3	-	60	33	5	27
計	3,456	1,715	897	4,272	2,474	500	1,798

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物

・事務所 内装工事	計	525百万円
-----------	---	--------

工具、器具及び備品

・サーバ購入	計	65百万円
--------	---	-------

・オフィス用品購入	計	35百万円
-----------	---	-------

有形固定資産 その他

・本社増床工事に係る建設仮勘定	計	145百万円
-----------------	---	--------

ソフトウェア

・社内業務に係るインフラ構築	計	616百万円
----------------	---	--------

・社外販売用システム構築	計	259百万円
--------------	---	--------

ソフトウェア仮勘定

・社内業務に係るインフラ構築	計	522百万円
----------------	---	--------

・社外販売用システム構築	計	312百万円
--------------	---	--------

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア仮勘定

・ソフトウェアへの振替	計	897百万円
-------------	---	--------

[社債明細表]

該当事項はありません。

[借入金等明細表]

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	400	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	2	2	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,200	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3	0	-	平成31年
計	4,606	3	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	0	-	-	-	-

[引当金明細表]

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	370	484	370	-	484
役員賞与引当金	120	52	77	42	52

(注) 役員賞与引当金の「当期減少額(その他)」は前期末残高と当事業年度の支給実績との差額を取崩したものであります。

[資産除去債務明細表]

該当事項はありません。

(2) [主な資産及び負債の内容]

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金	
当座預金	7
普通預金	4,343
定期預金	14
小計	4,365
合計	4,365

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	7,272
(株)アイレップ	926
(株)朝日広告社	470
(株)エヌ・ティ・ティ・アド	412
(株)マッキャンエリクソン	380
その他	4,065
合計	13,527

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
10,618	304,218	301,309	13,527	95.7	14

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ.関係会社株式

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ユナイテッド(株)	2,500
(株)博報堂アイ・スタジオ	900
DAC ASIA PTE.LTD.	691
Innity Corporation Berhad	490
北京迪愛慈广告有限公司	437
その他	901
合計	5,921

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)アイレップ	3,544
LINE(株)	2,281
ヤフー(株)	2,203
Twitter International Company	1,422
Facebook Ireland Limited	1,033
その他	4,851
合計	15,336

ロ．未払消費税等

相手先	金額（百万円）
消費税及び地方消費税	2,408
合計	2,408

(株式会社アイレップ)

1 [財務諸表等]

(1) [財務諸表]

[貸借対照表]

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,126	4,138
売掛金	2 6,689	2 4,129
前払費用	116	117
繰延税金資産	176	331
未収入金	389	924
未収消費税等	-	975
立替金	168	2,640
その他	26	100
貸倒引当金	57	41
流動資産合計	13,636	13,317
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	127	38
工具、器具及び備品(純額)	53	70
有形固定資産合計	1 181	1 109
無形固定資産		
ソフトウェア	146	76
商標権	1	1
無形固定資産合計	148	77
投資その他の資産		
投資有価証券	635	608
関係会社株式	197	754
差入保証金	395	394
その他	71	78
投資その他の資産合計	1,300	1,836
固定資産合計	1,629	2,023
資産合計	15,265	15,340

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,571	4,543
短期借入金	2 1,000	2 1,000
未払金	180	3,481
未払費用	30	107
未払法人税等	320	344
未払消費税等	1,510	-
預り金	97	54
賞与引当金	136	204
役員賞与引当金	-	67
その他	8	2
流動負債合計	9,855	9,807
固定負債		
繰延税金負債	78	93
その他	6	-
固定負債合計	84	93
負債合計	9,940	9,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	550	550
資本剰余金		
資本準備金	540	540
資本剰余金合計	540	540
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,897	4,015
利益剰余金合計	3,897	4,015
株主資本合計	4,989	5,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	336	333
評価・換算差額等合計	336	333
純資産合計	5,325	5,440
負債純資産合計	15,265	15,340

[損益計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
売上高		43,943		59,042
売上原価		40,266		52,584
売上総利益		3,676		6,458
販売費及び一般管理費		2 2,689		2 4,751
営業利益		986		1,706
営業外収益				
受取利息		0		0
受取配当金	1	88	1	5
補助金収入		57		59
為替差益		18		-
その他		8		-
営業外収益合計		173		65
営業外費用				
支払利息		0		1
為替差損		-		27
その他		0		4
営業外費用合計		0		33
経常利益		1,159		1,738
特別損失				
固定資産除却損		3 4		3 4
減損損失		-		85
投資有価証券評価損		20		-
関係会社株式評価損		51		-
関係会社株式売却損		86		-
事務所移転費用		-		313
特別損失合計		162		402
税引前当期純利益		996		1,335
法人税、住民税及び事業税		274		568
法人税等調整額		57		139
法人税等合計		216		428
当期純利益		779		906

[売上原価明細書]

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
支払媒体料		40,190	99.8	52,186	99.1
労務費		47	0.1	207	0.4
経費		28	0.1	243	0.5
当期総費用		40,266	100.0	52,637	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		40,266		52,637	
期末仕掛品たな卸高		-		53	
当期売上原価		40,266		52,584	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算であります。

(脚注)

前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
主な内訳は、次のとおりであります。		主な内訳は、次のとおりであります。	
	(百万円)		(百万円)
地代家賃	9	地代家賃	42
電算消耗品費	2	電算消耗品費	12
減価償却費	2	減価償却費	9
修繕費	0	修繕費	4
水道光熱費	2	水道光熱費	5
業務委託費	-	業務委託費	77
支払報酬	-	支払報酬	8
旅費交通費	-	旅費交通費	7
その他	12	その他	75

[株主資本等変動計算書]

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	550	540	540	3,780	3,780	44	4,826
会計方針の変更による累積的影響額				195	195		195
遡及処理後当期首残高	550	540	540	3,584	3,584	44	4,630
当期変動額							
剰余金の配当				421	421		421
当期純利益				779	779		779
自己株式の消却				44	44	44	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	313	313	44	358
当期末残高	550	540	540	3,897	3,897	-	4,989

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	117	117	4,943
会計方針の変更による累積的影響額			195
遡及処理後当期首残高	117	117	4,748
当期変動額			
剰余金の配当			421
当期純利益			779
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	218	218	218
当期変動額合計	218	218	577
当期末残高	336	336	5,325

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	550	540	540	3,897	3,897	4,989
当期変動額						
剰余金の配当				789	789	789
当期純利益				906	906	906
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	-	117	117	117
当期末残高	550	540	540	4,015	4,015	5,107

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	336	336	5,325
当期変動額			
剰余金の配当			789
当期純利益			906
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	114
当期末残高	333	333	5,440

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	996	1,335
減価償却費	58	120
受取利息及び受取配当金	88	6
支払利息	0	1
為替差損益 (は益)	0	1
投資有価証券評価損益 (は益)	20	-
関係会社株式売却損益 (は益)	86	-
関係会社株式評価損益 (は益)	51	-
固定資産除却損	4	4
事務所移転費用	-	313
減損損失	-	85
売上債権の増減額 (は増加)	885	2,559
仕入債務の増減額 (は減少)	1,325	2,081
貸倒引当金の増減額 (は減少)	-	13
賞与引当金の増減額 (は減少)	13	68
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	45	67
未払又は未収消費税等の増減額	57	2,485
その他	210	1
小計	1,807	33
利息及び配当金の受取額	88	6
利息の支払額	0	1
法人税等の支払額	494	544
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,400	572
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	27	66
無形固定資産の取得による支出	34	-
関係会社出資金払戻しによる収入	170	-
関係会社株式の取得による支出	-	584
関係会社株式の売却による収入	30	-
関係会社株式の清算による収入	-	36
投資有価証券の取得による支出	23	-
投資有価証券の売却による収入	0	-
敷金及び保証金の差入による支出	27	7
敷金及び保証金の回収による収入	16	8
保険積立金の積立による支出	4	7
その他	7	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	91	626
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	421	789
財務活動によるキャッシュ・フロー	421	789
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,070	1,987
現金及び現金同等物の期首残高	5,056	6,126
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,126	1 4,138

〔注記事項〕

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れるこ

とを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「立替金」は金額的重要性が増したため、当
事業年度より区分掲記することにいたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸
表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた194百万円は、
「立替金」168百万円、「その他」26百万円として組み替えております。

(売上原価明細書)

前事業年度において区分掲記しておりました「経費」の「消耗品費」、「保険料」及び「通信費」は、金額
的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「経費」の「その他」に含めております。この表示方法の変更
を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「経費」に表示していた「消耗品費」0百万円、「保険料」
0百万円、「通信費」0百万円は「その他」12百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	352百万円	397百万円

2.関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産		
売掛金	1,687百万円	805百万円
流動負債		
短期借入金	1,000百万円	1,000百万円

3.当社は運転資金の効率的な調達を行うため、親会社と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,200百万円	3,200百万円
借入実行残高	1,000百万円	1,000百万円
差引額	2,200百万円	2,200百万円

(損益計算書関係)

1.関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取配当金	85百万円	-百万円

2.販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2%、当事業年度2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2%、当事業年度98%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
給与手当	970百万円	1,296百万円
賞与引当金繰入額	112百万円	202百万円
業務委託費	571百万円	1,816百万円
減価償却費	46百万円	45百万円

3.固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物附属設備	3百万円	4百万円
原状回復費用	1百万円	-百万円
計	4百万円	4百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年10月1日至平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	27,780,000	-	316,118	27,463,882
合計	27,780,000	-	316,118	27,463,882
自己株式				
普通株式(注)2	316,118	-	316,118	-
合計	316,118	-	316,118	-

(注)1.発行済株式の減少は、自己株式の消却に伴う減少316,118株であります。

2.自己株式の減少は、自己株式の消却に伴う減少316,118株であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月16日 定時株主総会	普通株式	41	1.5	平成28年9月30日	平成28年12月19日
平成29年1月26日 臨時株主総会	普通株式	0	0.0	平成29年1月27日	平成29年1月27日
平成29年3月30日 臨時株主総会	普通株式	380	13.8	平成29年3月31日	平成29年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	27,463,882	-	-	27,463,882
合計	27,463,882	-	-	27,463,882

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	789	28.7	平成29年6月27日	平成29年6月27日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	6,126百万円	4,138百万円
現金及び現金同等物	6,126	4,138

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については親会社からの借入による方針としております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社と極度額3,200百万円の契約を締結しており、当事業年度末における未使用借入枠は2,200百万円であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握すると共に、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち13.3%が当社グループ会社であるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社に対するものであります。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2 . 参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	6,126	6,126	-
(2) 売掛金	6,689		
貸倒引当金（*1）	57		
	6,631	6,631	-
(3) 未収入金	389	389	-
(4) 未収消費税等	-	-	-
(5) 立替金	168	168	-
(6) 投資有価証券	561	561	-
(7) 差入保証金	-	-	-
資産計	13,877	13,877	-
(1) 買掛金	6,571	6,571	-
(2) 短期借入金	1,000	1,000	-
(3) 未払金	180	180	-
(4) 未払法人税等	320	320	-
(5) 未払消費税等	1,510	1,510	-
負債計	9,583	9,583	-

（*1）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,138	4,138	-
(2) 売掛金	4,129		
貸倒引当金(*1)	41		
	4,088	4,088	-
(3) 未収入金	924	924	-
(4) 未収消費税等	975	975	-
(5) 立替金	2,640	2,640	-
(6) 投資有価証券	556	556	-
(7) 差入保証金	363	363	-
資産計	13,688	13,688	-
(1) 買掛金	4,543	4,543	-
(2) 短期借入金	1,000	1,000	-
(3) 未払金	3,481	3,481	-
(4) 未払法人税等	344	344	-
(5) 未払消費税等	-	-	-
負債計	9,370	9,370	-

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めて表示をしておりました「立替金」は、重要性が増したため、当事業年度より記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度についても記載しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収消費税等、(5) 立替金、(7) 差入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非上場株式等	74	51
差入保証金	395	30

非上場株式等については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、含めておりません。

また、返還予定時期を合理的に見積もれない差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	6,126
売掛金	6,689
未収入金	389
立替金	168
合計	13,373

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	4,138
売掛金	4,129
未収入金	924
未収消費税等	975
立替金	2,640
差入保証金	363
合計	13,172

4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	-	-	-	-	-
合計	1,000	-	-	-	-	-

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	-	-	-	-	-
合計	1,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1．子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額754百万円、前事業年度の貸借対照表計上額197百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	560	75	485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1	1	0
合計		561	76	484

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 74百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	556	75	480
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	1	0
合計		556	76	480

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 51百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	61	-	(注)2
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	88	-	(注)2
合計			149	-	-

(注)1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権(売掛金)及び債務(買掛金)と一体として処理しているため、その時価は、当該債権及び債務の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産(流動)		
未払社会保険料	5	12
未払事業税	20	17
未払事業所税	1	2
賞与引当金	36	62
役員賞与引当金	-	20
売掛金	113	140
未払金	-	95
貸倒引当金	17	12
繰延税金資産(流動)小計	194	365
評価性引当額	17	33
繰延税金資産(流動)合計	176	331
繰延税金資産(固定)		
未払金	15	-
減価償却費超過額	2	27
一括償却資産	4	17
投資有価証券評価損	15	15
関係会社株式評価損	124	45
繰延税金資産(固定)小計	162	105
評価性引当額	93	51
繰延税金資産(固定)合計	69	53
繰延税金資産合計	245	385
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	148	146
繰延税金負債(固定)合計	148	146
繰延税金負債合計	148	146
繰延税金資産負債の純額	97	238

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
流動資産 - 繰延税金資産	176	331
固定負債 - 繰延税金負債	78	93

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.17%	
住民税均等割	0.35%	
評価性引当額	2.63%	
法人税特別控除	4.13%	
その他	0.08%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.75%	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	18,681	デジタルマーケティング事業
(株)リクルートホールディングス	7,715	デジタルマーケティング事業

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	8,813	デジタルマーケティング事業
(株)リクルートホールディングス	14,654	デジタルマーケティング事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、デジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

〔関連当事者情報〕

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	D.A.コンソーシアムホールディングス(株)	東京都渋谷区	4,000	インターネット広告ビジネスを運営する子会社等の経営管理等	(被所有)直接100.0	経営指導、資金貸借関係、役員の兼任	資金の借入利息の支払(注)2	1,000 0	短期借入金	1,000
その他の関係会社	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区	9,500	広告業	(被所有)間接43.0	営業上の取引 役員の兼任	当社サービスの提供(注)3	2,761	売掛金	1,277

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービスの提供価格及び仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	D.A.コンソーシアムホールディングス(株)	東京都渋谷区	4,000	インターネット広告ビジネスを運営する子会社等の経営管理等	(被所有)直接100.0	経営指導、資金貸借関係、役員の兼任	利息の支払(注)	1	短期借入金	1,000

(注) 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)レリバンシー・プラス	東京都千代田区	10	デジタルマーケティング事業	(被所有)直接100.0	営業上の取引 役員の兼任	当社サービスの提供(注)2	1,399	売掛金	152

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービスの提供価格及び仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)シンクス	東京都千代田区	10	デジタルマーケティング事業	(被所有)直接100.0	営業上の取引 役員の兼任	当社サービスの提供 (注)2	2,739	売掛金	316

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービスの提供価格及び仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自平成28年10月1日至平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	東京都渋谷区	4,031	メディアサービス事業、DAS事業、オペレーションサービス事業	-	営業上の取引 役員の兼任	当社サービスの提供 (注)2	18,681	売掛金	2,895
							当社サービスの仕入 (注)2	3,635	買掛金	1,320

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービスの提供価格及び仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	東京都渋谷区	4,031	メディアサービス事業、DAS事業、オペレーションサービス事業	-	営業上の取引 役員の兼任	当社サービスの提供 (注)2	8,813	売掛金	901
							仕入の代行	33,151	立替金	2,638
							当社サービスの仕入 (注)2	2,910	買掛金	769

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービスの提供価格及び仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

D.A.コンソーシアムホールディングス(株)(東京証券取引所に上場)

(株)博報堂D.Y.ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	193円90銭	198円9銭
1株当たり当期純利益金額	28円39銭	33円2銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	779	906
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	779	906
普通株式の期中平均株式数(株)	27,463,882	27,463,882

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[附属明細表]

[有価証券明細表]

[株式]

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)ネットマーケティング	354,000	290
(株)アドバンスクリエイト	118,700	235		
SPIRAL VENTURES PTE.LTD	3	30		
(株)ロックオン	22,000	27		
PT BUKALAPAK.COM	58,185	21		
(株)サイバーエージェント	200	1		
(株)電通	100	0		
(株)セプテーニ・ホールディングス	1,000	0		
バリューコマース(株)	200	0		
(株)ファンコミュニケーションズ	400	0		
その他(7銘柄)	1,008	1		
計		555,796	608	

[有形固定資産等明細表]

(単位:百万円)

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	274	14	81 (77)	202	163	21	38
工具、器具及び備品	258	52	7 (7)	303	233	28	70
計	553	67	89 (85)	506	397	49	109
無形固定資産							
ソフトウェア	368	-	-	368	291	70	76
商標権	3	-	-	3	1	0	1
計	371	-	-	371	293	70	77

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 iCDC高知設立費用 9百万円

工具、器具及び備品 iCDC高知設立費用 22百万円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 大阪営業所移転に伴う固定資産除却損 4百万円、

本社山王パークタワー移転に伴う固定資産減損 77百万円

工具、器具及び備品 本社山王パークタワー移転に伴う固定資産減損 7百万円

4. 当期減少額の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

〔社債明細表〕

該当事項はありません。

〔借入金等明細表〕

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000	1,000	0.2	-
合計	1,000	1,000	0.2	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

〔引当金明細表〕

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	57	0	-	16	41
賞与引当金	136	204	133	2	204
役員賞与引当金	-	67	-	-	67

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、回収または外貨建債権評価替によるものであります。

2. 賞与引当金の当期減少額の「その他」は、実際支給額との差額によるものであります。

〔資産除去債務明細表〕

該当事項はありません。

(2) [主な資産及び負債の内容]

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	0
普通預金	4,047
外貨預金	91
小計	4,138
合計	4,138

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	901
(株)シンクス	316
グループエム・ジャパン(株)	243
弥生(株)	160
(株)NTTぷらら	149
その他	2,357
合計	4,129

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
6,689	63,674	66,234	4,129	94.1	31.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ.仕掛品

品目	金額(百万円)
媒体費	53
合計	53

ニ.立替金

相手先	金額(百万円)
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	2,638
その他	1
合計	2,640

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（百万円）
グーグル(株)	3,160
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(株)	769
CRITEO(株)	137
バリューコマース(株)	126
Facebook Ireland Limited	67
その他	285
合計	4,543

ロ．未払金

相手先	金額（百万円）
グーグル(株)	2,915
三菱地所(株)	351
合同会社エス・シー・エヌ	38
楽天(株)	32
(株)NTTデータ	21
その他	123
合計	3,481

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。公告掲載URL https://www.dac-holdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書、並びに内部統制報告書

事業年度（第1期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

（第2期 第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出。

（第2期 第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月13日関東財務局長に提出。

（第2期 第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月9日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成29年7月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月27日

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 輝彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大瀧 克仁	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社のユナイテッド株式会社の投資先である株式会社メルカリが平成30年6月19日に東京証券取引所に上場したことに伴い、ユナイテッド株式会社が売出人の一社として参加し、保有する同社株式の一部を売却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 輝彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大瀧 克仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。